

## 平成 29 年度 環境教育等推進専門家会議（第 2 回） 議事録

【日時】 平成 30 年 2 月 7 日（水） 9：30～12：40

【場所】 TKP 赤坂駅カンファレンスセンター ホール 14B

【出席者】 飯田貴也 （特定非営利活動法人新宿環境活動ネット）  
石坂典子 （石坂産業株式会社代表取締役）  
石田秀輝 （東北大学名誉教授）  
井田仁康 （筑波大学人間系教育学域教授）  
梶木典子 （神戸女子大学家政学部教授）  
川嶋直 （公益社団法人日本環境教育フォーラム 理事長）  
小澤紀美子 （東京学芸大学名誉教授）  
菅谷政昭 （川崎市環境局総務部環境調整課長）  
棚橋乾 （多摩市立連光寺小学校長）  
畠山信 （NPO 法人森は海の恋人副理事長）  
宮林茂幸 （東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科教授）  
若林伸一 （特定非営利活動法人 自然体験学校 理事長）  
中井徳太郎 （総合環境政策統括官）  
松本啓朗 （大臣官房総合政策課長）  
永見靖 （環境省 大臣官房環境教育推進室長）  
池田怜司 （環境省 大臣官房環境教育推進室室長補佐）  
米本善則 （文部科学省 生涯学習政策局参事官補佐）  
樺山大輔 （農林水産省 農林水産省農村振興局農村計画課課長補佐）  
藤原淳一 （農林水産省 林野庁森林利用課環境教育推進官）  
河村憲一 （経済産業省 産業技術環境局環境政策課係長）  
高橋涼 （国土交通省 都市局公園緑地・景観課緑地環境室課長補佐）  
采野陽祐 （国土交通省 総合政策局 環境政策課 国土環境第一係 係長）

### 【議事次第】

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 環境教育等促進法の施行状況  
(事例報告)  
石坂産業株式会社代表取締役 石坂 典子 氏  
特定非営利活動法人自然体験学校 理事長 若林 伸一 氏
  - (2) 環境教育等促進法関連施策の実施状況
3. 閉 会

## 【議事内容】

環境省・池田室長補佐： それでは、定刻より前でございますが、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまより平成29年度環境教育等推進専門家会議第2回目を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。まず一番上から、きょうの次第でございます。資料1として、環境省資料として、環境教育等促進法施行状況。資料2―1として、石坂委員の資料でございます。資料2―2として、本日実践報告をいただくNPO法人自然体験学校の資料でございます。資料3―1も環境省の資料でございます。環境教育等促進法関連施策と書かれたポンチ絵をとじたものがございます。それに関連いたしまして、パンフレットです。「授業に活かす環境教育」と、リーフレットとして「つなげよう、支えよう森里川海」を配付させていただいております。3―2といたしまして、文部科学省の説明資料になります。続きまして、資料3―3、農林水産省林野庁の説明資料でございます。資料3―4、国土交通省都市局の資料となります。大変失礼いたしました、石坂委員から、『未来教室』という石坂委員が書かれた本ですね。こちらも資料の一環として配付させていただいております。参考資料といたしまして、環境教育等促進法の法律と基本方針をとじたものを配付させていただいております。こちらは会議終了後、回収させていただきたく存じます。参考資料2として、本日の出席者名簿を配付させていただいております。

なお、傍聴者の方につきましては、環境負荷削減の観点からペーパーレスとさせていただいておりますので、その点ご了承ください。落丁等ございませんでしょうか。もしございましたら、事務局までお申し付けください。

なお、取材の方のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。ご協力よろしく願いいたします。

本日は、11名の委員の方にご出席をいただいております。第1回目に欠席されていた委員のご紹介をまずさせていただきますと思います。

筑波大学人間系教育学域教授・井田委員でございます。

公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長の川嶋委員でございます。

なお、本日は、大久保委員、島田委員、田村委員はご欠席となっております。

それでは、早速これより議事に移らせていただきます。ここからの進行につきましては、小澤座長をお願いいたします。

小澤： おはようございます。よろしくお願いいたします。

今回は、今ご説明ありましたが、法の個別制度の活用状況と、その実践をなされている方からのお話を伺うことと、各省の関係施策の実施状況が議題となっておりますが、今回は議論の時間を十分にとりたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、議題(1)環境教育等促進法の施行状況について、まず事務局から説明をお願いいたします。

環境省・池田室長補佐： それでは、環境教育等促進法施行状況ということで、法の個別制度についてご説明させていただきます。資料1を活用してご説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

1枚めくっていただいて、2ページ目になりますけれども、法律の全体像となります。本日、お時間の関係もありますので、この中からポイントをかいつまんでご説明させていただきますので、ご了承ください。この法律については、政府が法目的や基本理念を踏まえて基本方針を作成し、それに基づいて政策を推進するという建付になっております。

3ページをごらんください。国といたしましては、平成24年6月26日に環境教育等促進法基本方針を閣議決定いたしました。法律上では、これを受けて地方公共団体が独自の地域の自然的、社会的条件を勘案して、行動計画の作成に努めることとされております。

法に基づく行動計画の作成状況につきましては、四角の中をごらんいただけたらと思います。都道府県が33、政令指定都市が5、中核市が5、市区町村が6となっております。このほか、法の行動計画によらず、基本計画等の中で環境教育に関する事項を盛り込んでいるところも多いのが実態でございます。

また、行動計画の作成に当たって環境教育等推進協議会を設置することができることとされております。こちらを設置している自治体は、左下になりますけれども、5となっております。こういった組織を設けることで、例えば、環境部局と教育委員会の連携強化が図られたり、市民の意見が取り入れられたり、施策の進捗に係る評価ができたり、そういうところから、濃密で横断的な計画の作成につなげている自治体もございます。

次のページに、山形県の例を参考として示させていただきますので、参考としていただければと思います。

続きまして、環境教育等の自発的な取組促進のための法制度として、5ページ目をご説明させていただきます。法におきましては、民間、国民の環境教育等の自発的な取組を促進するために、幾つか制度を設けております。そのうち、3つご紹介させていただきたいと思います。この制度の趣旨は、民間が行う取組の社会的な信頼性を補完するというものでございます。

上から順番に、人材認定等事業登録制度、環境教育等支援団体指定制度、体験の機会の場の認定制度ということで、簡単に申し上げると、対象が人材であるか、団体であるか、場であるかで制度が異なっております。順に説明させていただきます。

人材認定等事業登録制度につきましては、環境教育等の指導者等を認定又は育成する民間の事業を登録し、国が公表するものでございます。平成30年1月末時点で47事業が登録されていて、登録された事業に参加、例えば資格を取得したとか研修を受講した者の数は、平成27年度実績で年間6,300人程度でございます。受講者等の属性も多様な業種・年代に

広がっており、海外から受講される方もいると伺っております。

環境教育等支援団体指定制度とは、環境教育プログラムの提供とか指導者のあっせん等を行う非営利団体を国が指定するものでございます。平成30年1月末時点で団体の指定数は5となっております。団体の提供するプログラムに参加した総数は平成27年度実績で約14万となっております。指定の対象は非営利団体に限定されておりますが、民間企業が任意団体を組織して申請に到るケースもございます。それにより、企業間の相互参照が促進されたという報告も受けているところです。

体験の機会の場の認定制度とは、民間が所有する土地や建物を体験学習の場として活用する場合に、都道府県が一定の基準を満たしていることを認定するものです。前回の資料で実は13とご説明させていただきましたが、その後、認定が増え、現在は15となっております。新たに青森県、高知市で認定されました。認定された場への来訪者数は28年度実績で約3万2,000人となっております。成果といたしましては、企業価値が上がったとか、学校や行政との連携強化が図られた、また、参加する学校側からは、参加に伴う不安とか先入観が低減されたり、その学習効果に感銘を受けたといった報告を受けているところでございます。

こちらにつきましては、実際に団体の指定や場の認定を受けた方からご説明いただいた方がより実感をもって理解できると思いますので、後ほどご説明の時間をとらせていただいております。

ちょっと飛ばさせていただきたいと思いますが、15ページをご覧ください。時間の関係もございまして、最近の動きということでご紹介させていただきたいと思います。体験の機会の場の認定は、地方公共団体が行うものでございます。国といたしましても、この認定を促進するため、環境省環境調査研修所が行う自治体職員向けの環境教育研修におきまして、本会議の委員でもある石坂産業株式会社のを活用させていただきました。百聞は一見にしかず。実際に体験をすることで、民間企業や環境教育に対するイメージが変わったとか、環境教育に対するモチベーションが上がったとか、非常に記憶に残る印象があったといった感想をいただいております。このほかにも体験の機会の場を活用した例はございますが、その一例としてご紹介させていただきます。

続きまして、16ページをご覧ください。法におきましては、環境教育のみならず、協働取組を推進する制度もございます。そのうちの1つが、環境保全に係る協定の締結制度となります。環境保全に係る官民協定を締結することを可能としたり、民民協定を締結した場合、それを行政に届出することを可能とする制度が規定されております。全体像のイメージは、ポンチ絵の真ん中の部分に書かれているとおりです。一言で言うと、法の裏付けをもって形に残すことで協働取組の実効性を高めることが制度の目的です。ただ、実際に法の根拠に基づき官民協定を結んでいる例は少なく、例としては、大阪府が民間企業や学校法人と環境教育の取組促進に係る協定を締結したというものがございます。

国の例といたしましては、17ページ目になります。こちらは昨年10月26日付けとなりま

すが、「体験の機会の場」の拡充を図るため、体験の機会の場の認定を受けている事業者で組織される「体験の機会の場」研究機構と環境省が締結したものでございます。「体験の機会の場」研究機構の事務局は石坂産業株式会社となっております。この協定により目指す成果としては、場のプログラムの充実等を通じて、認定数・来訪者数の増を図ることになります。協定式の様子が右下の写真となります。

大変失礼いたしました。13ページに戻っていただけますでしょうか。全体としては資料に示す場が認定されております。内容につきましても、自然体験、工場見学にとどまらず、エコクッキング、キャリア教育の視点を取り入れた環境教育の実践など、バラエティーに富むものとなっております。最近認定された高知県の例としては、森林促進から丸太切りとか竹細工を通して森林の重要性について学習するというものです。先ほどご紹介した「体験の機会の場」研究機構とは、資料に示す事業者のうち、キープ協会、石坂産業株式会社、サンデンファシリティ株式会社、オガワエコノスの4団体が現時点で参加されております。説明不足のところがあって、大変申しわけありませんでした。

以上ではございますが、法の個別制度について簡単にご説明させていただきました。

小澤座長： ありがとうございます。次に、実際に、きょう、お二方にお越しいただいております。石坂委員は委員としてずっと参加していただいているのですけれども、具体的に法制度を活用した取り組みを実践する2団体の方から事例報告をいただいて、今のご説明を深めたいと思います。

まず、本会議の石坂委員から、体験の機会の場の運営を通じて得られた成果と課題についてご報告いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石坂委員： おはようございます。貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。きょうは、お荷物になるかと思いましたが、なぜ我が社が環境教育の取り組みに趣を強くもつようになったかという流れがこの本の中に記載されていますので、時間の兼ね合いから、そこは読んでいただくとわかるかなという感じですが、よろしかったらみていただければと思います。あと、お手元に資料もございますし、また正面はちょっとみにくいのですが、画面も用意しておりますので、みながら説明していきたいと思います。

(パワーポイント)

当社は、平成25年3月1日に埼玉県から体験機会の場の認定を受けました。この5年間で約3万名を超える幼稚園、学校、企業、団体、五感による環境教育として受け入れをさせていただいています。ちょうど昨年10月の段階で13ヵ所の体験機会の場の認定事業者さんたちがありまして、施行5年で認定数が極めて少ないと感じています。認定事業者さんたちとしての課題をまとめて、やはり体験機会の場の今後の充実や拡大を図る目的として、私どもで体験機会の場の研究機構を立ち上げまして、官民協定として、先ほどご紹介いただきましたけれども、4社加入、極めて少ないのですが、スタートした次第でございます。

私どもの取り組みは、アジェンダ、次のページをみていただきますと、体験機会の場の3つのプログラムとしまして、三富新田という300年以上も歴史のある里山百選に選ばれるような場所なのですけれども、そういった地域の歴史や文化を学べる環境がありまして、それ以外にも、本業であります建設廃棄物の資源循環を小さな子どもたちから感じていただきたいということでスタートしています。あとは、里山ですから美しい雑木林、里山の生態系はどういったものがあるのかを伝えるのが主な3つのプログラムになっているのですけれども、体験機会の場の認定取得をしたことによって、こういった効果が得られているかをこの後説明していきたいと思います。

プログラムの説明、次のページをみていただきますと、主に三富新田という地域、歴史の文化、300年以上も昔、江戸時代の柳沢吉保さんという方が開墾した三富新田の昔の暮らし方というか知恵とかを実際体験してもらうことをしています。石臼を使ったり、紙芝居的に昔の歴史の様子を知ってもらうこともしています。

それから、建設廃棄物の資源循環として、実際工場を見学しながら、社員からの説明を聞いて、廃棄物がどのように循環されていくのかを実際みて触って体験してもらうことがあります。

それと、東京ドームおよそ4個分という敷地があるのですけれども、それは地権者様からお借りしている里山の場を手入れいたしまして、生物多様性の森づくりに取り組みました。この5年間で、いわゆる埼玉県の絶命危惧種といわれているようなものが、きちっと手入れすることによって11倍復元している環境があります。11倍復元できた環境を、やはりリアル図鑑として子供たちにみてもらうことを提供している状況であります。

また、次のページをみていただきたいと思います。私どもが実際この5年間で受けている体験の機会の場の認定の大きな効果としては、やはりビジネス自体がB to Bだったのですけれども、一般の近隣の方々や子供たちを招待することによって、企業の認知度が非常に上がりまして、マスコミさんとかに取り上げていただけるようになっていきます。非常に企業ブランディングの向上につながっているかと認識しています。

体験によって、みせることで本当にCSVが実践できているかなということで、その地域と隣人関係の形成も極めて効果が出てきていると感じています。

また、地域特有の課題解決の参画、それから地域資源の魅力の発掘で、行政との連携も非常に促進されていまして、まちとの関係も非常に有効になってきていると感じています。

子供から大人まで環境教育の支援事業による社会的責任の強化でもお役に立っているかと思えますし、何よりも社員が仕事の働きがいや、やりがいを強く感じ、会社の中の雰囲気非常に大きく変わってきています。整理、整頓、清掃の習慣も非常についてまいりましたし、会社の価値としても取り入れたことは極めてよかったと感じているところであります。

グラフにも示しているのですけれども、認定取得前の様子と認定取得後では、地域連携という意味合いでは、企業価値が随分大きく変化しているようなイメージでお伝えできる

かと感じています。今回、昨年の暮れに13事業者さんに、5年間、この認定を受けてからの体験機会の場の様子はいかがですかとお声がけてまいりました。その中で、さらに体験機会の場の認定の価値を高めるために、事業者さんたちで協働して今後どのような形をとっていくことが、より有効な体験機会の場の活動につながっていくかの話し合いの場を設けてみたのですけれども、やはり大きな課題が幾つかありまして、ぜひここを検討していただくことで体験機会の認定を受ける事業者さんがふえていくのではなからうかと思っております。そこについて、これからお話ししたいと思います。

認定事業の活動が、正直いって理解されていない。一般の方にもそうですけれども、この5年間、3万人の方々、子供たちを受けていても、なかなか具体的な評価が認定事業者としてされない、認定申請される魅力がないということがやはり出てまいりまして、環境学習支援施策との違い、各都道府県で行っていると思うのです。その違いを明確化していかなければいけないのではないかという強い思いがあります。

特に埼玉県ですと、小中高の環境学習を応援する環境学習応援隊という制度があるのです。平成29年度に28事業所が埼玉県に登録しているのですけれども、その中身は、出前授業でしたり、施設の見学等の受け入れをしているのです。当社も応援隊として登録はしているのですけれども、この中で体験機会の場の認定を得ているのが当社しかないということなのです。埼玉県の独自の環境教育制度があるのですが、体験機会の場の認定をとっている企業がこの5年間で1社しかないということです。

やはり登録当初は、埼玉県が発行する環境学習のサポート制度という冊子にも一度は掲載されたのですが、最近は体験機会の場の紹介もされることがなくなりました。環境学習応援隊は、その様式書類の応援内容を書いて申請するだけで比較的簡単な登録なのですが、体験機会の場の認定は、土地の権利関係、施設の図面、施設の安全体制、スタッフの教育訓練など、さまざまな書類と時間と手間暇をかけて作成して認定していただくものになっています。ほかの都道府県や政令都市なども同じような環境学習の応援の取り組みがたくさん行われているようなのですが、体験機会の場の認定は、事業者が手間とお金をかけ環境教育を推進する高度な取り組みになっているように思います。事業者の支援活動が認知されないことが現状で非常に残念な状態になっているかと思っています。

ぜひこの中で幾つか課題として意見がありましたのをまとめて説明させていただきますと、やはり認定取得したことの魅力度を高める。やはり認定事業者としての要望事項として、体験機会の場の支援活動は、社会貢献事業の側面だけでなく、体験機会の場の運営をすることで事業者としての認知度を高めることにつながり、本業にも回帰する側面があります。特に地域の中小企業が取得し、企業のCSR、ブランディング戦略に活用できると思っています。

また、体験機会の場は、行政、住民、学校関係との連携事業のプラットフォームとして、地域活性化や創生などの多面的、複合的な効果や、新たな価値創出ができると考えているのですが、1つ、自治体に認定施設、環境イベントとして利用していただけないかという

ことです。体験機会の場の認定をとっている事業者の場を、各自治体行政たちが企業運営するさまざまな環境教育等のイベントで認定の場所を利用していただけないかというお願いです。

2つ目として、何か体験機会の場の認定を取得していることのロゴマークの制作とか、エンブレムの利用などをさせていただけないか。体験機会の場という認定が非常にかたい言葉ですので、なかなか一般の人に理解していただくのが難しいかと認識しています。その中で、なじみやすいようなロゴマークですとかエンブレムみたいなものを使用できないかと考えています。

3つ目、表彰していただけるような制度とか、モデル事業の紹介といったものも年1回の表彰制度ですとか、環境省さんのホームページ等でモデル事例を紹介するなどして、企業努力の価値を認めていただいたり、魅力を普及していくような支援をしていただけないかというお話がありました。

4つ目として、体験機会の場の利便性を高める施設の新増築の法律の調整をお願いできないか。私どもの取り組んでいるのは、里山の再生というところで、今は農業として使われなくなって放置された農用林を環境教育に活用しているのですが、年間3万人近い人たちが来ますと、やはりお弁当を食べる場所でしたり、おトイレでしたり、こういった講演活動やミーティングをするような、事業運営とは別にそういった施設が必要になってきていると認識しているのです。たまたま私どもの周辺地域が市街化調整区域となるものから、体験機会の場の認定による施設の増設とかが非常に困難である状態です。おトイレ1つをつくるのもなかなか認識してもらえないことがありまして、やはり政府がSDGsを進めていく上でも、環境教育という場が非常に重要だという観点に立ちますと、活動している場の施設整備の何か調整枠みたいなものの法律の体系化をお願いできないかという声も上がりました。

それと、海外との成功事例等の紹介です。たくさんの海外の中でも環境教育が行われているのですけれども、海外との連携を図るなりして、成功事例等の情報を共有化しながら、国内における体験機会の場のプログラムの質の向上もしていきたいというところで、海外連携という話も出ました。このようなところもぜひ今回の委員会の中で協議の1つとして入れていただけると助かるかと思いました。

ざらざらざらとお話しして、もう15分になってしまうのですけれども、きょうは私どもの取り組みをDVDに2、3分にまとめたものをおもちしました。みていただきますと雰囲気わかるかと思しますので、最後に流して終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

(映 像)

ご清聴ありがとうございました。

小澤座長： 石坂さん、どうもありがとうございました。課題を5つ整理していただきましたけ

れども、議論、あるいは質問は、もうお一方の若林様から報告いただいた後に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、NPO法人自然体験学校理事長の若林様からお話を伺いたい。特に環境教育などの支援団体の指定を受けられた成果とか課題について、どうぞよろしくお願いいたします。

若林氏： 皆さん、こんにちは。自然体験学校の若林と申します。私自体は、体験活動を始めてことしでちょうど35年になりまして、これまで40万人から50万人の方の体験をやってきました。もともと東京で生まれ育ちまして、北海道に移住して、平成元年から法人化をしたところでございます。体験活動自体は、昭和57年から始めました。ただ、そのころは、学校などというのは、体験とかそういうもの自体が、旅行業とか、とんでもない、そんなのはできないというような時代でした。ですので、北海道で宿を始めたのですが、そのお客さんを中心に体験活動をやったところですよ。2000年ぐらいから世の中の状況が変わってきて、子供たちに体験活動をという流れが多くなってきました。そういう流れを踏まえてのお話をさせていただきます。

まず、「見る観光から体験型に！」ということで、観光型修学旅行とか、教育旅行も体験型に変わってきました。これは広島県の例なのですが、平成の初めのころは150万人、みる観光から始まったのですが、だんだんこれが減っていったって、平成20年ぐらいには50万人を割りそうな勢いになってきました。ここで広島県もまずいということで、瀬戸内海を挟んだ四国とか山口、島根に体験を見出して、修学旅行がまたちょっと復活して68万人まで戻った。別府温泉についても、私が行ったところが一番ピークだったのが、修学旅行は150万人ぐらいいたのですが、今は5,000人を割ってしまっているということで、30分の1まで落ちている。箱物の観光ということで、長野県の小布施町なども100万人の観光地を目指していたところなのですが、これも体験がないということで、3分の1の27万4,000人まで落ちてしまっている。今は、観光については体験がないと成り立たないという時代になってきています。

15年前までの観光とか体験は、とにかく、みる、食べる、遊ぶ、買うという4つのキーワードがあればどうにかなったのですが、今は、体験する、交流する、学ぶという3つのキーワードで、特に若い女性に対しては、これに癒やしとか、撮るといのが入ってきています。一般旅行も企業研修も、修学旅行だけではなく、体験型になってきています。

実際にこれまでやってきての自然体験とか環境教育の提供する側の問題で、まずは、マニアック過ぎて一般の方が入りづらい環境学習とか自然体験があります。そのため、一般の人が入りづらい。全ては自分たちで完結しているということで、要はその人しかできない、自分ではない人がやれないという状態になっている。ボランティア的要素が高くて、余りもうける仕組みがない。そこにマネジメントがないということで、長続きしない。あと、安全管理の意識が低いということです。救急法とか保険とか、そういった認識のない

ところも比較的よくみられるところで、そういったところであると、学校とか旅行会社などは契約ができないので、広げることができない。

業界自体も、自然体験活動推進協議会（CONE）とか、ここからNEALに変わっていくわけなのですが、実はCONEについては、私どもが一団体としては一番発行数が多いのですが、何も意見を聞かれずにどんどん制度が変わっていってしまったり、中身が変わっていってしまう、NEALになっていってしまったみたいな形で、地方だったり、業界の中でどんどん変わっていってしまう。私たちのような末端にいるものに対しては何も情報が回ってこない。または、都市圏にある団体が中心になっているということで、北海道などでも札幌が中心になったり、やはり情報の中心としては東京になったり、そういう部分で情報が全く回ってこない。きょうもお話を聞いていて、お恥ずかしながら、体験の場というのを実は初めて聞いたところです。あとは、業界の中では研修生制度という名前の無償アルバイトみたいなのが多くて、そういう中で、そこから育った人たちもマネジメントがないので、負の連鎖が続いていくということ。あとは、こういう団体の中で補助金の依存度が非常に高いところがあります。

その結果が、今、日本の中に自然体験とかを教える体験事業者さんが1万軒以上あるといわれています。2010年に自然学校全国調査というのが行われまして、その結果、年間100万円以下の収入が得られる事業者が何と42.8%もあるというのが現状です。NPO法人や民間だと、500万円以下を含めると67.8%ということで、約7割は所得がかなり低い状態になっています。こんな状況の中で、自然体験とか環境教育とかを広めていく人材が育っていかないという現状があると思っています。その中でも、補助金の依存度に関しても、NPO法人で23.7、任意団体でも27.4ということで、補助金がなければ活動ができない状態に現況としてはなっている。

運営体制や組織についての部分です。体験観光とか体験学習を実施する場合、大体、観光協会とか役場が中心になって、あとは2、3名のスタッフのいる自然学校がボランティアなどを連れて運営するところと、あとは知識は高いのですが、リスク管理とか資格取得者が少ないという現状もあります。そのため、学校などの大きな団体とかの運営ができないということで、あとはボランティアでやっている方が多いので、年に何回も受けられない状態になっているということです。

学校の受け入れをして感じることもなのですが、学校の先生自体が自然体験が不足しているところを物すごく感じます。先生自体が安全管理とか安全指導に対する知識がない。救急法などの危険予知の知識もない。自然体験活動の知識や経験が不足しているとか、自然や環境に対する理解不足。一例あったのは、マムシを棒でつかまえて、生徒たちに、わあっとやっていくとか、そのようなことを普通にやってしまうところがあります。

ですので、安全・安心の根拠をしっかりとつくることを、今、私たちはいろいろな各地の自然学校さんにいたりして、マネジメントの仕方を教えたりしています。そういう中で、やはり救急蘇生法とかリスクマネジメント、法令とか保険の知識が成り立っていないと、

今いろいろお話をされている団体さん自体が成り立っていないので、ここら辺が成り立つ仕組みを考えていかなければならぬ。あとは学校の先生たちの教育も非常になっていないので、こういった部分もやっつけていかなければいけないということです。でも、これは私たちはできる機会がなかなかないので、たまに5年目研修とか10年目研修で呼ばれたりしてやることはあるのですけれども、そういう機会がなければ、先生にそういうことを教える場もないのが現状です。

続いて、今私がやっている沖縄県八重瀬町というところなんです。大体、沖縄は観光ですと、みんな北へ行ってしまいます。上のほうに山原があったり、美ら海水族館があったりで行ってしまって、八重瀬町自体は6年前までは観光ゼロでした。全国的なアンケートをとっても、沖縄県の中では一番ビリということで、知名度もないということがありました。

そういうところで環境、具志頭遊歩道といって20年間使われていなかった遊歩道をいろいろ調べて開発したりして、今、ホロホローの森という名前に変えてやったり、玻名城の里ビーチといってタイマイなどが出産に来るようなきれいなビーチなので、こういったところの整備をしたりしています。

あと、沖縄に来られた方はいらっしゃるかもしれないのですが、これが富盛の大石獅子といって、シーサー第1号、1689年に建ったものなのです。地元の方などもこういうのはわからない。こういうのを調べていくと、下の写真のように、第二次世界大戦の沖縄戦のときにはアメリカ兵が弾よけに使っている。こういうのを環境とまぜて平和学習をやったりもしています。

実際に僕たちの場合、住民がインストラクターというやり方を常にしています。地域住民に3泊4日、今はNEALですけれども、自然体験活動指導者の資格をこれまで10回ほどやって、今200名の指導者がおります。救急法に関しましては800名の住人がとっております。これによって、過去3名ほど命が助かった方もいらっしゃいます。民泊なども、子供たちの体験活動の一環としてやっていますけれども、これなども年間35回の勉強会をしているということです。

民泊などもただ受け入れてやるということではなくて、アレルギーとか、防災とか、危険生物とか、食品衛生などを住民の方に覚えていただいて、環境を理解しながら受け入れをしているということです。それによって、この写真のように、帰りには感動して帰っているという状態です。こういった形で、先生を呼んでアレルギーの勉強会とか、料理の勉強会とか、救急蘇生法をやらせたり、危険生物をみるとか、このようなことを地域住民の人にやってもらいます。

体験活動についても、私たちの場合は、先ほどお話したように、地域住民の人たちが勉強して、私たちが指導しながらやっていくという形をしています。その結果どうなったかという、全く観光がなかったまちに修学旅行生がいっぱい訪れるようになりまして、1年目2,400人から昨年は4万5,000人まで伸びて、今は4万6,000人まで来ています。私たちのスタッフ自体は4名しかいません。あとは200名の地域住民のインストラクターの方

たちに環境学習などを指導してもらうことをしています。実際にこれを行ったことによって、単なる地域で住民がそういうのをやるということではなくて、それに対する対価も私たちはお支払いしていて、昨年4万5,000人に対しては1億1,000万のお金を地域住民にお支払いしています。

何で沖縄の私たちのような新参者のところにこんなに人が来たかという、徹底した安心・安全な体制を整えたということです。人に対しても資格をとらせたり、スキルを上げたり、知識や技術を身につけさせたり、あとは体制についても緊急連絡網をしっかりとったり、保険とか責任者をしっかりと、そういう中から安心・安全が環境教育をやる上でも、体験学習をやる上でもやはり一番重要になりますので、この辺をしっかりとやってきた。

あと、プログラム化と商品化ということで、こんなことができますよみたいなことはよくあるのですが、実際に商品化されていないことが物すごくあるわけです。プログラムの内容も、はっきりよくわからないということで、私たちの場合はこれを全部マニュアル化しています。そのマニュアル化したものを地域住民に勉強させて、言い方はよくないかもしれないのですが、マクドナルドのアルバイトみたいに1つのことを覚えていってもらうという作業をしています。

こういった形で、地域の方たちとつくって、地域住民の産業とか生活なども作りつつ、いろいろやっているわけです。これをやることによって、通年の受け入れ体制もできますし、地域全体でもわかるということで、先ほどもお話しされていたように、三方よしの方法で、やはり来る学生さんも喜んでいただけますし、地域の方たちも助かりますし、我々の団体も運営できていくということです。

最近、国も官公庁でDMOというのがあるのです。このモデルが、ほとんどDMOと一緒になのですが、これは20年前に私がつくったのですが、このころは行政にいても国にいても、若林さん、もうけるという話はしてくれるなという話なのです。環境教育をやっている皆さんからするとタブーの、もうかるというところがないとやはり社会が回っていかないと一番なので、私は20年前からこういう形でやってきていますが、やっと今の世の中になってこういったことが理解されるようになってきたということで、なかなか難しいところではあると思うのです。まず、そういう基礎的なところが今の1万軒の団体についてはないというのが私たちの一番の課題であると思っています。

以上でございます。

小澤座長： 若林様、ありがとうございました。短期間ですごい成長していらっしゃるというお話をいただいたのですが、ここから意見交換に入りたいと思いますので、前の石坂委員のご報告も含めてご質問、ご意見等いただけたらと思います。一応、目安としては10時55分ぐらいまでやっていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。どなたからでも結構です。宮林先生。

宮林委員： 大変ありがとうございました。大変勉強になりましたのですけれども、1つ、両先生にというか、報告をいただいた方にお聞きしたいのです。

リピーターといいますか、受けた人たちの次のセクトはどのような形で動いているのが1つあるのです。私も実は36年間、自然学校をやっていて、5泊6日、最初は9泊10日はずっとやってきたのですけれども、それがリピーターになって、子供を預けるようになってきていますので、それで持続性みたいなのが担保できているところがあるのです。その辺はどうなのですか。ちょっとお聞きしたいと思いました。

若林氏： 先生のように昔から、私はまだそのころは21なので、来るお客さんに対して体験をやっていただけなので、それに対するお客さんのリピーターはもちろんいるのですが、そのころは子供たちの体験はほぼなかったです。旅行会社や学校にいても、体験活動は危険だからだめとか、川に入るなどとんでもないとか、まず教育委員会とか学校にいても話にならなかった時代です。ですので、一般の方に関してのリピーターはありました。

今になると、学校単位になってくると、沖縄についても3年連続リピーターで来ていただいているところもありますし、企業研修などでもリピーターで来ていただいているところはあります。

宮林委員： ありがとうございました。

石坂委員： 私どもも、ほとんどがリピーターで、ロコミだけで来ていただいている形にして、テレビ宣伝をするわけでもなく、広告費用もありませんので、そういう意味でいくと、一度来ていただいた学校関係の先生方が、子供たちが体験することによって、子供たちの声の反応が非常に高いことから、来年度も、例えば小学生ですと、4年生から6年生までは毎年遠足ですとか、一部の体験的な部分でお願いしたいということで、ほとんどが今はリピーターで予約をいただいているような状態になっています。

もっともっと範囲を広げていきたいのですけれども、費用的な会社の中でどこまで環境教育に対して費用をかけていけるかの割合もありますので、なかなか広報戦略がうまくいかない。範囲を広げていけないといけないうところがありまして、ただ、スタッフは常駐しているのです。環境教育をするための専門スタッフという立ち位置で数十名の社員もおりますし、そういう中で、定期的に安定して来ていただく必要があるところの一番の悩みは、我々は広報をどうしていくかの課題も1つあります。

あとは、来られた方たち、もちろん子供たちもいるのですけれども、企業の研修もありますし、そういった中でやはり声が出るのは、もっと深度を深めていきたい、もっと環境教育の中身を掘り下げて学びたい。ところが、今私たちのところに森ですとか工場ですとか体験する場はあるのですけれども、そういった話し合いをする場ですとか、先ほどの安

心・安心という問題もありますが、いざ急な天候の変化があったときに、子供たちが集まったり、避難するような場をつくらうとすると、そういった場をつくる認可をなかなか得られないこともありまして、今私どもに会場した方たちから上がっている一番の声は、もう少し深掘りした打ち合わせができるような場をつくってほしいというところです。研究棟的な位置づけといったもの、やはり箱物というのはいいかどうかわかりませんが、そういう話をすると、多くの方は東京都心にそういったセミナー会議ルームとかがたくさんあるのではないかと話も出ますが、そういうことではなくて、里山の場に人が集まるところに意味があるわけで、そういった建築の柔軟な法の解釈だったり体験機会の場という大きな法の中から得られないかという思いもありまして、もっと深めていく必要性があるかと認識しています。

小澤座長： ありがとうございます。恐れ入ります。それでは、石田委員、お願いいたします。

石田委員： 若林さんと石坂さんに1つずつ伺いたいのです。

まず、若林さんのところで、基本的に安全だ、安心だという基盤の部分は今すごくよくわかったのですが、今の子供たちに何を体験学習の中で教えるのか、何を考えさせるのか、どういう体験をさせるのかをもう少し教えていただきたいというのが1つです。

それから、石坂さんにお伺いしたいのは、先ほど体験の機会の場と、一般的な環境学習の応援隊ですか、そういうものとの違いみたいなところをお話しされたのですが、体験の機会の場が圧倒的優位になるためには、結局何が欠落しているのですか。幾つかおっしゃられたのですが、多過ぎてどこがポイントなのか僕はよくわかっていないのです。そのところをもう一回一言でお願いできませんでしょうか。

若林氏： どういう体験をやっているかということですか。

石田委員： 要するに、人がどんどんふえているのはよくわかるのですが、もちろん安全・安心だとか基盤の部分が整備されたからというのはよく理解できました。ただし、大事なことは、やはりその中で何を子供たちに伝えて、どういう体験をさせるのかがちゃんと受け入れられているからどんどんふえているのだと私は理解しているのです。今の子供たちの大きな変化の中で、木登りしたことがない小学生が30%を超えるような時代に、どういう思いというか、具体的に何を教えたいということで若林さんがやっていらっしゃるのかを教えてください。

若林氏： 非常に幅広くやっているので、何をどのようにというのがなかなか難しいのです。

石田委員： ポイントというか、コンセプトだけで結構です。

若林氏： 例えば、海であれば今サンゴの部分をやっているのです。森と海の間をやりたりして、子供たちに森と海の間を、つながりとかを教えたり、そういったようなことを体験しながら覚えていただくとか、実際に漁業とか農業から環境を知ってもらうようなことをやりたり、北海道では例えば熊牧場で熊の生態を知るとか、そのようなところから今までの環境にないものを知ってもらうことをやっています。直接木登りとかをやっていませんけれども、そのような野外体験を全体的にやっています。沖縄については非常に種目が多くて80種目ぐらいあるのですけれども、共通しているのは、最終的には地球環境を守りましょうというところがゴールになると思うのです。それに対する自分ができることが何なのかということとか、食育という面であれば、自分が食べているものはどこから来ているのかとか、そういったものからいろいろな関係を知ってもらいたいと思ってやっていたりします。

石坂委員： 子供だけということではないのですけれども、まず、廃棄物の処理というところで、廃棄物は汚いもので、自分たちの場からなくなってくれればいい。それが一体どのように処理されているかの意識もないということがやはり大人にも子供にもあって、実際そこをみることによって、今までわからなかったところの気づきにつながっていると思うのです。知らないことを体験しながら気づいていくところが極めて重要かと思えますし、その中で、最終的には自分の意思や決断につながっていったらいいと思うのです。

我々が提供したいのは、1つの廃棄物処理であったり、生態の仕組みに入っていく中で、親御さんでもなぜ森に来てごみ箱がないのか、ごみ箱ぐらい設置してほしいなどという要望もあるのです。自分中心に物事をみるのではなくて、環境から物を見る解釈が極めて弱いというのが、今、世の中でというよりは、少なくとも私が相対している中で感じていることなので、自分がその場にいるという、環境の一部だということを知ってもらうというところで、気づきの場を提供することを大きな目的にしています。

その中で、何を選択していくかという意味を子供たちにももってもらいたいと思っていて、みんなと同じがいいというわけではなくて、自分たちが得た情報の中から、今後、自分たちが生きる上で何を取得していったらいいか、何を選択していくか、ごみの処理1つもそうですけれども、そういったことの気づきや感じる場になっていけばいいという思いでしています。

といいますのも、やはり廃棄物処理の場面からお伝えしても、廃棄物の処理の価格が常にダンピングされているような状態が今も続いているのです。価格を下げることによって本当に再資源化の向上は見込めませんし、そういう意味合いからも、大人の方にも単なる価格という面ではなくて、社会的に今後何が必要になっていくかという選択の1つの気づきの場にもなってほしいという思いがあって、この環境教育というツールを使って我々の場をみてもらうことで、今まで気づかなかったことを感じてもらう場になっているつもりで

す。

子供という形であることが比較的わかりやすいですし、そういう意味でいうと、小さいころから伝えることによって、きょう、「100の言葉」というところで簡単にまとめたものがありますけれども、今まで感じていなかったことを感じてくれているのかと思いますし、将来こういった仕事を選択の1つにしていきたいなどという声をもらえることは、企業としても大きな価値につながっていくかなと認識しているので、非常に重要な活動ではないかと思っています。発信、気づきということと、意思決定というところを最終的に個々にもってもらいたいという思いから活動しているということです。

あと、いろいろ幾つかたくさん問題、おおよそ5つぐらい挙げさせていただいたのですけれども、やはり認定の価値、たくさんハードルの高い認定をとって、安全や安心であるかという審査まで受けて、5年更新の認可をいただくのですが、それだけの、企業でいえば企業的な価値、団体でいえば団体の価値という評価が得られないということです。

それは社会の認知という問題もあるでしょうけれども、やはり環境教育という言葉が極めて難しいのかと。なじみにくいですね。一般の人が環境教育といっても、それを体験したいと来てもらえないのです。ですから、私どもの三富今昔村というネーミングのウェブをみていただきますと、まず、入り口がもっと簡単なところからスタートしているのです。野菜を体験してみるとか、食べてみるとか、そんなところから徐々になじんでもらう意味合いも含めてスタートしているのです。

一言でいってしまうと、広報的な支援というか、行政サイドからもう少し一般の人にもなじみやすい言葉で体験していくことを伝えていただきたいですし、そういった体験機会の場があるところをもう少し広報していただけないかというところが一番大きな課題でしょうか。それが全てとはいえないと思いますけれども、一番弱いかと感じているところでもあります。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。棚橋委員、お願いします。

棚橋委員： ありがとうございます。お二人からお話を伺って、今まで気がつかなかった環境についてのことを知る、気づくことの大切さをお話いただいたと思うのです。私は学校におりますので、学校の現状というか、これから子供たちの学びが向かっていくあたりをちょっとお話しすると、新しい学習指導要領の中では、知識、技能を獲得した後で、それを使って何ができるようになるか、その次に、社会とどのようにかかわるか、どう生かすかという3つのステップを全ての教科とか領域、活動で織り込んでいきたいと思いますという話になってきているのです。

学校の教員は、そういうことが決まると、意外とさっさと取り組み始めているところがあって、うちの学校もそうなのです。そうすると、今お話いただいた、知る、気づくというのは、最初のところになると思うのです。学校のニーズとして、それを使って子供た

ちにどんな力がつくのだろうかを明確にさせていただくと取り組みやすい。その先にある社会とどのようにかかわるのか、生かすのかは、やはり子供たち自身のライフスタイルの改善であったり、社会の改革であったり、循環の社会づくりとなっていくと思うのです。そうすると、その間にある何ができるようになるのか、どういう能力態度の育成につながるのだろうか学校にコミットするときのポイントになると思うのです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

若林氏： なかなか難しいお話なのですがけれども、今、小学5年生の子供たちの体験とかもやっていますが、例えば火自体がつけられない。先生もライターもつけられない方もいらっしゃるのです。そういう現状の中から、例えば火はふだんカチャッとやればつくもの、もしくは今だと電気で炎をみない状態のもので煮炊きができてしまう。今のお話で、何ができる、社会とどうかかわるかというのは、そういう体験の中から僕たちがこういうことができますよということもお話ししなければいけないと思うのですがけれども、もっと基本的なところで、いろいろなことを今の子供たちは知らないということが物すごく多いのです。なので、知る、気づくきっかけをなるべく私たちの体験から知ってもらえればというのはあるのです。

では、特別こういうことの体験から今何ができて、社会とどうかかわるか、おっしゃっている次のアクティブラーニングみたいなことで、どのように子供たちに考えさせるかということは、今うちの中でもいろいろと協議しているところではあるのですがけれども、まだそこは細かく、これだからこうなりますということには今のところなっていないです。

石坂委員： ありがとうございます。経営している中で、誰がということではないのですがけれども、やはり足りないというのは意思ですね。自分の意見や意思をみせるところが弱いなど。企業課題は社会課題だと思うのです。それを改善していくために企業運営しているのですが、その中で、働いている社員の人たちから、特に新卒の人たちをみていくと、自分の意思を伝えていくことが弱いです。学力は非常にあるのです。いい大学を出て、学力は高いのですが、自分の意思を伝える力が極めて弱い。また、創造力も極めて弱い。これがどういうことから起きているかという、体験の機会の場を通して、来るときに、行くと寒いだろうと先読みできないのです。だから、用意してもらっているという前提、環境が整っている前提で来るのです。雨が降った次の日は、山に来ればぐちゃぐちゃなぬかるみがあるわけで、そのとき、どういう靴を履いてきたらいいかという判断が、正直いって、子供だけではなくて、大人の方もできていない。もっと道路は舗装されるべきだという認識もしていますし、先ほどのごみ箱の話もそうですし、その場その場で環境に適応していく創造力だったり、先を読む力がこの体験の機会の場を通して得られていくものではないかと考えています。

それがいろいろなところで個々に感じる気づきの能力であり、それを発表する場をもつ

ことが体験の機会の中でやはり重要かと思えますし、みんなと同じではなくていいということ、やはり学校側としても規律だったり組織の日本特有のものは物すごくついていると思うのですけれども、国力というか、社会にわたっていく企業力でいうと、やはり発信力だったり、発想力だったり、創造する力がすごく弱くて、アイデアが少ないというか、会社を変革したり改善するためにも非常に弱まっているなど。

海外の子供たちをみてというわけではないのですけれども、非常に懇意にさせてもらっているフィンランドの国の学校教育や大学の授業をみていますと、子供たちはものすごい発言の場が多いのです。発言の中身がいいか悪いかというジャッジは一々していませんけれども、発信できるところの中に、やはり企業側の課題改善力などにもつながっていくのではないかと思います。学力的なベースだけではなくて、改善につながっていけるような発想力をもつという部分でも、この体験機会の場は物すごく役に立つと思っていますので、そういう意味合いでつなげてもらえると、企業側が採用するときにも重要なポイントになってくるのではないかと、そうやってほしいという思いで活動しているのです。

小澤座長： ありがとうございます。そういう意味で、学校と違う場でお子さんと接している飯田委員と、梶木先生もそういう場で接していると思うので、今の体験の場に関連して、ちょっとご意見をお願いします。

飯田委員： お話ありがとうございます。お二人にご質問させていただきたいのです。

まず、石坂さんに伺いたいのですが、私自身、今、新宿区の環境学習施設である新宿区立環境学習情報センターを指定管理しているNPOのスタッフとして働かせてもらっています。その中で、ふだん子供事業担当として、こどもエコクラブのサポーターをしているのですが、今、新宿区の240名ぐらいの登録している子供たちと毎月さまざまな活動をさせてもらっています。今回の体験の機会の中でいきますと、東京ガスさんのエコクッキングとか佐川急便さんの高尾の森などは、これまで子供たちと一緒に体験した思い出があります。残念ながら、石坂産業さんのくぬぎの森はまだ行けていないので、ぜひ今後伺えたらと思っています。

くぬぎの森のご発表の中で、平成25年に認定されてから5年間で学校関係が3万人、あとすごくおもしろいと思ったのが、海外の方も二十数ヵ国来場されているということで、こういう学校とか海外の方も含めてさまざまな方が来ているきっかけとか、それぞれ学校とか海外の方が来るモチベーションというか、どういう狙いをもってこられる方が多いのかをぜひ伺えたらと思うのです。

石坂委員： ありがとうございます。私も環境教育の体験の場をもつところの中で、やはり海外がどういう取り組みをしているかをみていかなくはいけないというところで、インドネシアのグリーンスクールさんとか、ニューヨークなどで行われているグリーンスクールの

様子といったものをみさせていただきますし、イギリスのC. A. TというNPOの団体さんがやっている環境教育の場も実際みさせていただいたりして、その中で我々に足りないところや、みせ方を学んできましたし、コンタクトをとることによって、彼らにもみに来てもらっているのです。私どものフィールドをみて、彼らが逆に感動してくれていたり、自分のところに採用していきたいと思っていることを今度はブログとかに紹介してくれるのです。

やはりフォロワー数とかが半端ではない、向こうの環境活動をされている方たちのフォロワー数はすごくいるので、そういうところをみてくださった方たちが、では、東京の石坂産業が活動している体験の機会のある場に行ってみようということでお問い合わせをいただいて、もう25カ国ぐらいにはなっているかと思うのです。全て口コミや紹介で来てもらっているのですけれども、つながっているかと。

ただ、まだまだ日本におけるインバウンドという目線からも、全然PRという部分が弱いかと思いますし、日本の環境教育、グリーンスクール的な位置づけをもっとPRして、世界に発信していてもいいのではないかと思っているので、我々がもっているフィールドですとか子供たちの様子を彼らが実際にみて、逆に、こんなにすばらしい活動が行われているのだ、知らなかったといわれることが多いものですから、もっとPRされたいかと思うのです。その辺のPRの方法、やはり発信するという力が極めて弱いのかという認識でいるのです。ほとんどがブログとかの口コミ紹介になっているような状態です。

小澤座長： ありがとうございます。それで、梶木委員のご発言の後、手を挙げているのを見過ごしましたので、畠山委員にもお願いしたいと思います。どうぞ、まずは梶木委員。

梶木委員： 私、神戸女子大学にいますけれども、実は日本冒険遊び場づくり協会の副代表をしておりまして、全国に400カ所ぐらい冒険遊び場という、プレーパークといわれるものを地域の方々がされている団体を支援している中間支援組織のNPOをしています。

先ほどお話しいただきましたお二方は、体験ということで、安全管理だったり、自然と美しく生きるとか、すごくすてきな言葉をいただいて、体験をする機会を提供というところで、いい活動をされているなと思ったのです。

それを例えば私どもがやっております冒険遊び場というような、子供たちがいつでも、どこでも、誰でも行けるという身近な遊び場での日常的な体験の場と、先ほどお二方がご説明くださった非日常の体験の場をいかに近づけていくか、ネットワークしていくかという非日常の場で、非常に手厚く指導者の方から体験活動をさせてもらった子供たちが、その場にリピートはできないけれども、自分の地域でリピート、自分の力でそういう場に行けるといって、いわゆる環境教育という枠なのか、子供の遊びの中での環境教育というようにいくのか、身近な公園でやっている冒険遊び場が約7割に当たりますので、身近な自然の体験の場は公園活用というのが非常に大きいと思うのです。そういうプレーワーカー

という子供の遊びを支援する地域の活動を支援するリーダーがいるところで、子供たちにさまざまな体験の場、自分から学んでいくところをやっております。

学校の先生のご発言の中で、何かができるようになるのかという、すぐに結果を求めることではないと思うのですが、きっと何か後伸びかもしれないけれども、そういう非日常の体験の場と日常の体験の場をいかに連携していくかがこれからの環境教育で非常に大事なのかと今のお話を聞きながら思っていたのです。そういうところでお二方から何かご示唆いただけると非常にありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

小澤座長： ありがとうございます。まず、畠山委員から、多分両方やっていらっしゃると思うので、ぜひお願いいたします。

畠山委員： 手短に。若林さんのお話はごもっともだと思います。NPOが抱える問題そのものだと思います。

1つお聞きしたいのが、未就学児への対応をされていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。どうしても小中高ぐらいまでがメインになりつつあるかと思うのですけれども、既に体験そのものがない親の世代と、未就学児からの体験をどうすればいいかというのが恐らくこれからの環境教育で重要になるかと思しますので、その件についてお聞かせいただければと思います。

もう1つ、ニュージーランドのように、DMOのお話も出ましたので、国策としてきちんと経済的リスクを回避できる組織づくりがやはり安定基盤になると思いますので、その辺についても今後国策としてあるべき姿がもし何かございましたら、教えていただきたいと思います。

石坂さんには、どうしても経営的な視点から話を進めてしまうのですけれども、体験を有料でやられているかどうかです。企業さんとNPOは恐らく視点が違うかと思しますので、そもそもNPOみみたいな活動がない社会が幸せな社会だと僕は思っているのですけれども、企業さんとして、広報も重要だと思うのですが、どのように運営されているのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

若林氏： まず、未就学児については、未就学児のみということはないのですけれども、親子で来るのはやっています。ですので、未就学児はやっています。

もう一点は、さっきいったDMOのお話なのですけれども、基本的にパワーポイントでもお話しさせていただいたように、現状のNPO自体がほとんど食べれていないという現状があって、そこを僕としては、さっきお話ししたみたいに、本来であれば、そういった人たちをマネジメントできるような仕組みづくりとか、やり方を教えてあげるといったことを、僕は個人としていろいろなところへ呼ばれていってはいますが、こういうのはやはり国として、体験とか環境を提供する側の人たちを育てていくことがまず一番の課題なの

ではないかと思うのです。

実際に、ここにいらっしゃる方でもそれをやっている方がいらっしゃるので、現状をよく把握されている方は多いと思うのですけれども、実際これをやれる人たちは20代、30代の方が中心になっていて、40、50になったらこの世界にいらなくなるのがほとんどの人たちです。ですので、私たちの世代になると、どんどんやっていた人たちが消えていって、サラリーマンになってしまっている人が多いわけです。土日に近くの人を教えていますとかというのはあるけれども、まずこの辺をどうにかしないと、幾らいい制度をつくっても、何をつくっても、結局、環境教育とか自然体験を教える側が食っていけないという状態がずっと続いているので、この辺のマネジメントの仕組みを提供できるところがまず重要なのかということなのです。

僕たちも、非常に不思議なお話なのですが、13年前にNPO法人法ができたときに、僕たちは会社でやっていたのですが、会社だとだめだねみたいな、非営利でなければだめだよみたいな話で、なぜか会社からNPOに変えなければいけなくなったという状態が一時期あって、学校側も、会社とはつき合えないみたいな話になったり、行政も、不思議なのですが、会社とはつき合えないけれども、NPOならやれるよみたいな、NPOもおかしな制度になってしまったのです。

そういう面では、NPOをされていてご存じのとおりで、本当にそれが専業で食べていけるような日本の社会にならないと、なかなか広めようと思っても本当に広められる人がどれだけいるのかといたら、昔からやっている大きな団体の方たちしか生き残れない。あとは都市でやっている人たちですよ。やはりパイが違いますから。

そうすると、どんどん地方に行けば行くほど自然体験とか環境学習ができない子供たちがふえていく。東京とか、大阪とか、神戸とか、神奈川、横浜とか、そういうところならやっていけると思うのですけれども、群馬の山奥とかで、私がやっているような能登半島とか、きのうは種子島に行って、種子島とか、こんなところの人はみんな食べられないわけです。

ですから、本当はそういったところの子供たちも等しくこういったものの体験をしてもらえるような環境が欲しいなと。やはり自然を知れば、自分の身を守ることもわかるようになるので、そういったことを広げていけたらと思っていますし、今、国の方も来ているのですけれども、ぜひ先生や、自然学校のマネジメントとか、研修とかがもっとできるようになる方策をつくっていただくといいと思います。

石坂委員： ちょっと答えになるかわからないのですが、少なくとも今、実績ベースで年間3万人の方が来られるわけです。その中には、NPO団体さん、学校の教員の先生、もちろん一般家庭の方たちもいらっしゃいますし、ありとあらゆる方たちが集まってくるという大きな価値を生み出しているわけです。ところが、集まってくるものから融合させるところがまだ我々の中にできていないと思うのです。そこを融合させたとき、初めて大き

な力になっていくのではないかと今考えているのです。お互いが融合できる場が必要であると。

今回の会議の目的もそうですが、初めて第1回目の中で特別活動のお話を伺って、それはまさしく企業活動そのものにも合致するなと思って、改めて認識させていただいたのですけれども、やはりこういう場があることによって、知らなかったことを知るという大きな機会にもなっていますし、我々が受けている3万人の来場者の人たちがその価値をどう認識していくかということは、今後もすごく重要になっていくのだらうと思うのです。

特に未就学児の幼稚園ですとか、特別支援学校の生徒たちもよく来ています。その中で、何か特別なプログラムがあるのかということではなくて、どちらかという、自由遊びです。草を触ってみたり、収穫とかも自由にさせたりしているので、葉を触ってみる、においをかいでみるというところで、風とか光とか、ふだん室内にいて感じないところを大きな広場の中で感じるができるというのが、我々が提供できる場であるかと思っています。

では、実際そこに来た子供たちがどのように変わってきているのかというと、今この寒い時期ですと、親御さんたちは寒い場所には大体来たがらないのです。ところが、2歳の子供が、あそこに行きたいと何度も言う。子供がここに来ると、非常にうれしい顔をしている。やはりこういうところが、何か子供の成長の影響に関わってくるのではないかと思うのです。具体的に2歳児の子が何を感じているかは、証明することはなかなか難しいですけれども、毎日家に帰るとあそこに行きたいとってくるので、「冬の寒いときでも連れてくるのですよ」と親御さんがおっしゃってくださるのです。子供の中に、体感しておもしろいと感じるものを受ける心が大人になる中の成長の過程に影響を与えていくのではないかと思っていて、自由遊びの重要性、自然環境の中で自由遊びをさせるところが重要だというデータだったり、そういったものも、大学ですとかで、我々のフィールドの中でデータマイニングしていってもらうのも1つの点かなと思いますし、結果がどのように変わってくるかという1つのツールとして、場を使っただけでもいいのかと思うのです。今我々が感じている段階では、そのような状況です。

実際、もちろん民間企業ですので、東京ドーム4個分の森の整備をするのに、森の手入れという意味合いだけで年間3,000万ぐらいの費用がかかっているのです。それをどのように捻出していくか。今は社会貢献活動の一環として投資をしているのですけれども、持続型ではないという認識はあります。持続させるためにどうしたらいいかというところで、やはり社会が単にお金を払って遊園地に行くということではなくて、こういった環境を保全していくために、こういう場を使って遊んでいくことも共有していく認識をもつことが非常に重要ではないかと思っています。

今は、参加する方たちに、大人の方には500円いただいています。ここに来て、里山に入るという段階で、子供からは学生証があれば一切お金をとりません。大人の方には500円をとる。この500円は何かというと、あくまでも森の里山保全費ということにしたい

ています。来ることによって保全につながっているという形にしていますので、時には企業さんたちが来られて、数万円のお金を置いていく方もいらっしゃいますし、ある大手の企業の社長さんは、私どもの里山保全費に1,000万のお金を置いて帰っていただいたこともあります。何に対してお金をかけていくことがよいと判断されるかを伝えていくのも、この体験の機会の場の役割ではないかと思っていますので、お金の使い方が自分たちの単なる快楽を求めるための費用ではなくて、社会の地球環境だったり、里山保全だったりといったものに結びついていく投資活動になっているのだということを伝えていく場でもあるかと認識しています。

ですから、プログラムは全て有料にしていますし、有料であることを理解してもらえるように発信しているつもりなのですが、まだまだ十分な集客ができていないところから、課題がたくさん残っているような状態ではありますけれども、有料で対応させていただいています。

小澤座長： ありがとうございます。今の石坂委員のことについて、こども環境学会の元会長としては、「こどもと自然」ということで本をまとめているところですので、ぜひそういうものもごらんいただいて、その基本には、原点に立っているのは、やはり子供の幼児期からの遊びが学びの土壌をつくるということなのです。それは、きょう、ここでは詳しくお話ししません。

今、先ほど申し上げた55分を過ぎてしまっているのですが、NPOだけに負担させるのか、皆、海外のことはすばらしいと大体おっしゃってくるのですが、制度としてやはり行政との財政的な補完性の原理をきちんと押さえておくところが必要になってくるかなと私は伺っていて考えましたので、またこの辺は自分も少しいろいろな取り組みの事例から考えてみたいと思います。

それで、11時になりますけれども、ここで休憩をとって、この後、各行政からの取り組み状況、特に法関連について実施状況などのお話を伺いたいと思います。では、11時10分まで休憩をとりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

それから、きょう前半でご発言がない先生たち、それから、きょう初めてご参加いただいた委員もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

(暫時休憩)

小澤： それでは、議事を再開させたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議題(2)から、環境教育等促進法関連施策の実施状況について、事務局からお話をお願いしたいと思います。ご質問などは、一通りご説明が終わった後にまとめて頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

環境省・池田室長補佐： それでは、前回の会議で整理した論点を踏まえながら、環境教育に関する国の政策のご説明をさせていただきます。環境省に加えて、学校教育に関連する内容については文部科学省から、また都市を含めた地域の体験学習の促進に係る内容については農林水産省林野庁、国土交通省からそれぞれご説明いただくこととなっております。順にご説明させていただきます。

それでは、まず環境省からご説明させていただきます。お配りしている資料3—1をご確認ください。お時間もございますので、手短にご説明させていただきます。環境教育等促進法において、国は幼少期から発達段階に応じてあらゆる場で環境教育の施策を推進していくことにされております。そこで、どういう場でどういう施策を実施しているかという事例をいくつかご紹介させていただきます。

まず、1枚目でございます。これは主として学校向けの施策です。文部科学省の協力をいただいて、教員等環境教育・学習推進リーダー養成事業というものを実施してございます。平成24年度から、教員に対し、カリキュラムマネジメント力を高める研修、通称「カリキュラムデザイン研修」というものを実施しております。平成29年度からは、これに加えて、「プログラムデザイン研修」という、主に体験学習の実践力を高めるためのコースを新設しました。こちらは教員のみならず、地域の方にも積極的にご参加いただける内容となっております。平成30年度から、先ほどご説明もいただきました環境教育等促進法の登録・認定事業者の方と連携して、研修内容の充実を図りたいと考えております。

ここで1点だけ。お手元に「授業に活かす環境教育」という資料を配付しております。教員が、各教科等の環境教育に関連する内容を俯瞰的に理解することを目的にした資料でございます。新学習指導要領が示されたに伴い、現在改訂中でございます。本会議の委員でございます田村委員、棚橋委員、文部科学省の教育課程課のご協力も得ながら、現在改訂を進めているところでございまして、年度内には新たなものができ上がる予定でございます。

それでは、駆け足でございますが、次に進みます。かねてより環境省におきましては、こどもエコクラブ事業というのを行ってまいりました。先ほど飯田委員のご発言にも出てきたと思いますけれども、このクラブでは、幼児から高校なら誰でも楽しく環境活動に参加できます。現在ではメンバー数が11万3,920名となっております。平成23年度からは、地方公共団体や企業のご支援もいただきながら、環境教育等支援団体の指定を受けている日本環境協会が事業運営を行っております。

また、環境カウンセラー登録制度というものもございます。資料にもあるとおり、環境に関する助言を行う人材を、申請に基づいて環境大臣が登録するといった制度でございます。現在、登録者数は3,483名となっていて、地域で環境保全活動や環境教育、普及啓発などの取組を実践されておられます。

続きまして、これまでは、どちらかという義務教育を想起させる内容が多かったと思

いますが、高校生や大学生の環境活動の促進を図るため、「全国ユース環境活動発表大会」というものを実施しております。内容としては、環境活動を行う高校生や大学生に対して、活動の実践発表や相互交流の機会を提供するものでございます。今年度は、先週の土日、2月3日、4日に国連大学で実施しました。特に優れた環境活動発表を行う高校生、大学生に対しては、環境大臣賞を授与しております。

活動発表事例ということで、2つ、ポンチ絵の中にご紹介させていただいております。技術開発とか、普及啓発とか、かなり専門的で創造力のある内容となっております。高校生の感想といたしましては、海を越えて交流できたのが非常にいい経験でしたとか、自分の背中をぐっと押されるような思いがしましたとか、有意義な経験につながっているものと思われま

す。次のページをご覧ください。企業に対する取組も環境省では実施しています。企業における優良な社員教育を表彰する「環境 人づくり企業大賞」を平成26年度に創設いたしました。趣旨は資料の枠内に書いておりますけれども、企業経営の中に適切に環境の視点を取り入れて、新たな企業価値を創出していくという観点から自社社員を育成する企業を表彰するものでございます。応募件数は、若干ではございますが、この3年で増加しております。評価要素は資料のとおりとなっております。受賞企業の事例を紹介させていただくと、大まかには、知識や技能の獲得、問題解決能力の向上、地域貢献を通じた社会参加の促進といった内容に分類されるかと思

います。最後のページになりますが、ESD活動支援センターを中核とした推進ネットワークの構築となります。持続可能な社会の構築を目的として掲げる教育活動としては、環境教育のみならず、国際理解教育とか、防災教育とか、いろいろなものがござ

います。これらの分野を超えたつながりを構築していこうということで、文部科学省と環境省の共同事業として行っているものでございます。平成28年度にESD活動支援センター、そして平成29年度において地方ESD活動支援センターを全国8カ所に開設いたしました。こちらを核としつつ、ESDのネットワークを広げていくことを順次進めているところでござ

います。また、環境省におきましては普及啓発にも力を入れております。例えば3Rとかクールチョイスに代表される地球温暖化についても、積極的に推進しているところでござ

いますが、「つなげよう、支えよう、森里川海」というものがござ

います。お配りしているリーフレットとして15ページをお開きいただきますと、その目的として、ライフスタイルの変容への機運を高めていくといったところが掲げられております。現在、当省として積極的に推進しているプロジェクトでござ

います。第1回目の会議で、八王子市立式分方小学校の清水校長よりご発表があったと思

文部科学省・米本参事官補佐： 文部科学省の米本でございます。よろしくお願ひいたします。

お配りの資料3—2の1枚目をおめくりいただいた裏面でご説明したいと思ひます。後ろ、関係資料ということで、少し分厚くなっておりますけれども、少し触れつつも、ご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

文部科学省の関係でございますが、1ページ目のグリーンの枠囲みで3つに大きく分けておまして、そのカテゴリーによってご説明したいと思ひます。

主に学校教育関係になります。まず、学校教育における環境教育、環境学習の推進ということで、左上です。学習指導要領における環境にかかわる内容の充実ということで、前回は2枚物の資料でご説明させていただいたところですが、本日は少ししっかりとした資料を、4ページから34ページになりますが、おつけさせていただいております。

一応、学習指導要領の改訂が順次進んでいくこととなりますが、ちなみに7ページをお開きいただきたいと思うのです。これは前回もお配りさせていただいた資料になります、今後の学習指導要領改訂に関するスケジュールでございます。こちらをみていただきますと、上から幼、小、中、高となっております、幼、小、中につきましては既に周知徹底を今年度中に行いまして、幼稚園から30年度から順次進んでいくという流れになっております。ちなみに高等学校につきましては、現在まだ改訂の作業中となりまして、一応予定では2月にパブリックコメントを出して、3月に告示という予定で現在作業が進んでいるということでございます。

続きまして、時間がございませんので、あと資料はごらんいただければと思ひます。ちなみに実績ベースのデータなども入れさせていただいております、1ページにお戻りいただきまして、総合学習の時間における環境教育の実施状況で、これは平成27年度になりますが、小学校ですと86.6%、それから中学校で42.8%が実施されたということで、数字を入れさせていただいております。その下、ちょっと文章で書いております。これも前回さらっとご説明させていただいたのですが、新しい学習指導要領の内容に沿った指導に対応できるよう、教員の養成、採用、研修を通じた教員の資質向上に向けた体制を構築ということで、平成28年11月に教育公務員特例法等の一部を改正しておりますが、こちら資料1の35ページ——行ったり来たりで申しわけございません——に改正する法律の概要ということで簡単にまとめた資料を入れさせていただいております。こちらもご参照いただければということでご紹介させていただきます。

1ページにまた戻っていただきまして、環境教育の実践普及ということで、環境教育に関するすぐれた実践を促し、その成果の全国普及を図るということで、環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）への参加と、環境省と連携協力により、先ほどご説明いただいた部分ですが、教員等を初めとする環境教育、環境学習の指導者に対する環境教育リーダー研修基礎講座を開催。29年度で3回ということで、ちなみにGLOBEの指定校数ですが、平成29、30年で15校となっております。

それから、右上にまいりまして、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

ということで、こちらは環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関する事業の実施を行っておりまして、エコスクールの整備を進めているところです。表にありますとおり、エコスクールパイロット・モデル事業、平成9年から28年になりますが、認定校数で1,663校、その下、エコスクール・プラスは制度は少し改定しているのですけれども、この認定校数が現在41校で進めております。

その下にまいりまして、健全育成のための体験活動推進事業は、児童生徒の健全育成等を目的として、農山漁村等におけるさまざまな体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための取り組みを促進するというもので、補助事業になっておりまして、補助自治体数が、計画ベースもあるのですが、平成29年で24自治体、実施学校数で申しますと、平成29年で835校の状況になっております。

その下にまいりまして、環境に関する青少年の体験活動の推進ということで、こちらは先ほど来のお話にあります体験活動の関係になります。体験活動推進プロジェクト等の充実ということで、青少年が体験活動の機会を得られるよう、社会全体で推進するための機運の醸成や、民間団体、民間企業との連携による体験活動の推進を図るとともに、自己肯定感の向上、有効な体験活動について、効果的な事業を検証するといったしております。

これが下の枠組みにあります。子供と地域をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業ということで展開しておりまして、支援地域数が平成29年度で14地域という状況になっております。

その横にあります国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会の場と提供でございます。これは全国に27施設あります国立の青少年教育施設で取り組みをやっているものでございます。

続きまして、その下になります。持続可能な開発のための教育（E S D）の推進ということで、こちらにも主には2事業進めているところでございますが、左側、日本／ユネスコパートナーシップ事業としまして、ユネスコの理念及び目的の実現に向けて、国内のユネスコ活動に関係ある機関と協力し、E S Dの推進を含め、我が国におけるユネスコ活動の振興のための重要事業を実施するというもので取り組んでおります。

それから、その右側、グローバル人材の育成に向けたE S Dの推進事業は、教育委員会、大学、ユネスコスクール等、地域の多様なステークホルダーが参画するE S Dコンソーシアムを形成し、E S Dの推進に取り組むとともに、E S Dの深化を図るさまざまな取り組みを通じて、持続可能な地域づくりの担い手を育成するというもので取り組んでまいっております。ちなみにその枠組み、ユネスコスクール加盟校数は、前回もご説明させていただきましたけれども、平成29年11月現在で1,034校認定されているという状況でございます。

ちなみに36ページ、37ページをお開きいただきますと、その中で一部、ユネスコスクールに取り組んでいる事例を今回資料として入れさせていただいております。1つ目が活動事例としまして、江東区立八名川小学校さんです。こちらの取り組みと、37ページは概念

図、ESDカレンダーなどを使って年間の活動を各科目ごとにこういう形で取り組んでいるというものでございます。

次おめくりいただきまして、38ページは福岡の大牟田の取り組みでございます。大牟田ESDコンソーシアムということで、先ほどちょっとご説明させていただいた大学とか行政、学校などが連携しましてコンソーシアムを組むという事例でございます。大体このように取り組んでいただいております、いずれもSDGsの考え方をかなり意識した取り組みとしていただいているような状況でございます。

時間がございませんので、本日はここまでとさせていただきますが、何かございましたら、またご質問等いただければと思います。

以上でございます。

林野庁・藤原推進官： 林野庁森林利用課の藤原と申します。よろしくお願いたします。私からは、農林水産省関連、特に森林環境教育パートからご説明させていただきます。

まず初めに、1ページ目をごらんください。林野庁では、森林環境教育と木育という2つの柱をもちまして、森林内でのさまざまな体験活動を通じて森林と人々の生活や環境との関係について、理解と関心を深めていただくという取り組みをしております。

取り組みの方向性としましては、4ページをごらんください。持続可能な開発のための教育、すなわちESDを意識した取り組みを進めております。図の左側の下に記載のとおり、森林での教育活動は、森林が人々の生活に必要な多面的な機能を有していること、さまざまな生物が共存していること、生活に必要な資材や燃料、木材という再生産可能な資源として供給する場であるなどということから、持続可能な社会づくりに向けての学習効果が期待できるものと期待しており、林野庁が進める森林環境教育につきましては、学習の定着率が高いといわれている体験活動、また発表の機会の場の提供を中心に進めております。

具体の取り組みにつきましては、1枚めくっていただいて6ページをごらんください。具体的な取り組みの1つとしましては、体験活動の推進、学校の森・子どもサミットを開催しております。ここでは小学生を対象として、身近な森林を活用した活動の発表や、有識者と学校の先生たちとの意見交換を実施しております。

続きまして、聞き書き甲子園でございますが、こちらは全国の高校生が名手、名人の知恵や技、生き方を聞き書きし、発表し、森とか川とかの大切さを知ることを念頭に活動しております。

あと、林野庁が保管している国有林、遊々の森において、森林環境教育のフィールドとして活用していただいております。

続きまして、1ページめくっていただきますと、先ほど申し上げました学校の森・子どもサミットの取り組みについて事例を紹介させていただきます。学校の森・子どもサミットでは、子供たちが自然体験活動を発表するほかに、学校の先生と有識者が意見交換を行

っており、発表した小学生からは、森林は大事なんだね、環境を大事にしくちゃねという意見が上がっているところがございます。学校の先生からも、森林に入って体験させる活動の仕方がよくわかったといったご意見も頂戴しております。

また、昨年度においては、子供たちの指導に当たり、地元の中高生の皆様に参加していただき、指導していただきましたが、その中高生の方からも、子供たちに指導することによって、自分の言葉で発表する。そうすることによって、環境の大切さを改めて感じる事ができたといった意見もいただいております。

続きまして、8ページにつきましては、国有林野を活用したフィールドの提供のご案内でございます。先ほど申し上げました遊々の森とか、ふれあいの森、社会貢献の森、木の文化を支える森、さまざまなテーマをもった活動ができるよう、フィールドの整備を行っているところがございます。

これまでは、林野庁が主となって進めている取り組みをご紹介させていただきましたが、他方、各地域で始まった取り組みについても、ここでご紹介させていただきます。

9ページをごらんください。ここでお話しさせていただくのは、東京都世田谷区と群馬県川場村との交流の事例でございます。世田谷区と川場村では、都市と農村との交流を通して、自然との触れ合いや出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって村づくりを行っております。具体の取り組みとしましては、学校を舞台としまして、小学校が山村地域で農業体験や、森での生き物調査など、多くのプログラムを自然体験活動として実施しております。

ここで着目したいのは、取り組みを進めるに当たりまして、各種プログラムの実施に多くの村民の皆様が指導者として活躍しているところです。山村部に住んでいる大人たちは、都市部の子供たちと接することによって、これまで感じていたか、いなかったかわからない、みずからの生活環境のすばらしさを感じられているのではないかと思います。こうした地方自治体間の取り組みについても今後よくみていきながら、優良事例として蓄積していき、優良事例については全国へ発信していきたいと考えております。

自治体間の取り組みに関するお話をさせていただきましたので、最後に森林環境税についてご説明させていただきます。森林環境税（仮称）につきましては、国民みんなで森林を支えるために創設されることとなります。

その用途につきましては、10ページの中段のところ、赤書きのとおりで、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用などに充てなければならないものとされています。森林環境税（仮称）というものは、国税としてお預かりした後に、その全額を森林環境譲与税として地方自治体に譲与されます。市町村など自治体におきましては、今後、税が創設された主目的である森林整備を行っていただきながら、木材利用の促進や普及啓発等についても行っていただくこととなります。大人を初め、子供たちに環境としての森林を大切にしてもらえようという取り組みが進むことを期待しております。

以上で発表を終わります。

国土交通省・高橋課長補佐： 国土交通省の公園緑地・景観課でございます。私から、体験の場となる都市公園法の改正についてご紹介させていただきたいと思っております。

我々が担当しているのは都市公園というところで、環境省が所管している自然公園というのは地方の自然が豊かな公園なのですけれども、まちなかの公園だと考えていただければいいかと思っています。

1枚おめくりいただいて、1ページです。昨年29年5月に法改正を行いました。真ん中あたりに概要と囲まれていて、青と緑とオレンジで印がついていますけれども、大きく3つ改正いたしまして、1つは、今日ご説明する都市公園法の改正でございます。真ん中の緑が、緑地・広場の創出。これは民間がつくる緑地等を応援していく制度の創設等を行いました。一番右が、都市農地の関係の制度改正を行いました。

2ページ目をお開きいただきまして、ここが都市公園法の改正の内容になってございます。例えば一番上、保育所等を都市公園の中につくれるようになったということが新聞等にも載りましたので、ご記憶の方もいらっしゃるのではないかと思います。この中で、本日はご紹介するのは、緑の線の上から4つ目、公園の活性化に関する協議会の設置を法律に位置づけましたので、ご紹介させていただきたいと思っております。

もう一枚おめくりいただいて、3ページをごらんください。公園の活性化に関する協議会の設置でございます。概要に書いてございますけれども、まちなかの公園のような立地条件がいいところでも使われていない公園が増えてきているといったことがございまして、公園の活性化に関する協議会制度をつくりました。この制度を活用して、多様なステークホルダーが公園の管理などに参加して、にぎわい創出に向けていろいろなことをやっていただくことを意図しているということでございます。

法律の概要は、協議会の設置の概要にございますように、公園管理者は都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を設置することができるということが法律に位置づけられたということでございます。

協議会の構成員は、そこに書いてあるような、公園管理者は当然ですけれども、その他、いろいろな方が入れることになってございます。

協議事項の例がわかりやすいかと思っておりますけれども、例えばにぎわい創出に向けたイベントをやる場合とか、ボール遊びができないといった公園があると思っておりますが、そういったところのルールづくりとか、住民参加による花壇づくりといったことをルール化して、それを尊重義務とあって、決めたことはみんなで守っていきましょうという仕組みになってございます。

右側に東京都豊島区池袋の南池袋公園の例が載っています。こちらは法の施行前なので、似たようなことをやっているという紹介です。構成メンバーにございますように、公園内のカフェのレストランをやる事業者、商店会、町会、そういった皆さんに集まっていた

いて、いろいろなことを決めていったということになっています。

4 ページ目で、参考でご紹介させていただきたいと思いますが、都市公園はボール遊びができないとか火を使えないとか、いろいろなルールがあると思いますが、法律で決まっていることは何かについてご紹介させていただきたいと思います。

上に、国が設置する都市公園がございます。例えば、関東だと立川にございます昭和記念公園とか、ネモフィラという青い花が最近有名になっていますけれども、茨城にあるひたち海浜公園、そういった都市公園を国もつくってございます。法律上決めているのは、国が設置する都市公園に関する禁止行為、許可を要する行為で、禁止行為は、ごらんいただければわかるように、公園自体を壊す行為、草花をとったり、木を切ったり、そういったことが禁止行為として定められております。それから、許可を要する行為というのは、物品を販売したり、要は都市公園の一部をほかの人から占有して使う場合です。こちらについては、禁止ということではなく、許可を受けるという整理になってございます。こちらが国がつくる公園で決まっていることでございます。

下に、地方公共団体が設置する都市公園があります。そちらについては条例で決めるとなっていますので、法律にならって決めているところが多いのではないかと考えています。実際にボール遊びなどは、条例で決まっていなかったところもあって、運用上そういったものを禁止しているところもあると考えています。

私からは以上でございます。

小澤座長： ありがとうございます。ちょっと駆け足で、初めてお伺いする人は、理解する点、全容ということは難しい点もあるかと思いますが、これから意見交換に入りたいと思います。これまでご説明いただいた内容、事柄に関して、ご質問、それからご意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。川嶋委員。

川嶋委員： 前回欠席しました日本環境教育フォーラムの川嶋です。キャッチアップできるように、できるだけ黙っていたのですが、最後まで黙っているとまずいと思って、発言します。

今さらというか、当たり前のことを確認しますが、私たちがここに集まっているのは、環境教育をどうやったら普及できるのだろうかというために集まっているのか、素晴らしい環境や自然資源を次の時代にバトンタッチしたり、今私たちを取り巻いている環境の諸問題が解決されることを狙ってここに集まっているのか。いうまでもなく後者だと思っておりますが、後者のために環境教育が役に立つと思うから、皆さん、さまざまな政策もされているし、私たち民間も一生懸命いろいろなことをやってきているということだと思います。

何でこんなことをいうかということ、私は実は1980年代半ばから、山梨県清里のキープ協会という財団法人で、自然体験型の環境教育を組織内起業として1人から始めて、今、那

須のスタッフも入れると三十数人の環境教育で飯を食っている人間たちの事業をつくって  
きました。今はそちらは次の世代にバトンタッチしています。基本的にそこでは子供から  
大人まで、素晴らしい自然をまずちゃんと体で体験していただくという、きょうのキー  
ワードだった自然体験をしていただいて、その直接的なちゃんとした体験ができれば、人々  
の意識が変わって、これはやはり大事にしなくてはいけないということで、さまざまな行  
動が変わるだろうというストーリーを一応描くわけです。

先ほども、要するに何を伝えようとしていますかという質問がありましたけれども、も  
ちろんそれは、そのときのお相手というか、ターゲットによって全部違うわけです。それ  
から、私たちが使える時間が2時間なのか、4泊5日なのかによっても、できることは当  
然全然違うわけですし、さらにはその学校の主体としっかりとした連携ができてい  
るかどうか大切です。キープ協会の例だと、立教中学校との協働が一番いいかと思うので  
すけれども、3泊4日のプログラムのために、数ヶ月前から学校の先生たちと、もう20年以  
上続いているプログラムなのですが、学校の授業をどこの部分をどう補完する、それから  
クラスの運営でどう補完するのが私たちに求められているかを一緒に考えながらプログラ  
ムをつくっていくという学校と連携したつくり方に行っているのですが、これはとてもいい  
例で、全ての学校がそのようにできているかという、なかなかできないです。

キープ協会の場合は、全てお客様からいただくお金だけで運営しているので、当然、そ  
れだけのことをやると、立教中学校からいただくお金も結構な額になるわけです。それだ  
け一緒に準備できて、それだけ払える学校はそんなに多くありません。大事なことは、タ  
ーゲットごとのストーリーを整理して、どこに注力したらいいのかを少し考え直すとい  
うことだと思うのです。省庁の皆さん、それから民間は、それぞれ自分の中でストーリーを  
つくっているのですけれども、受ける子供たちに行ってみれば、ある自然学校に行ったり、  
学校の教育があったり、地域の公園があったり、いろいろなところで、それぞれ別々のス  
トーリーの中にいるわけで、本当は全体で大きいストーリーを描くべきだと思うのです。

ターゲットの中で、特に今僕が気になっているのは、昨年末、NHKスペシャルで、  
「脱炭素革命の衝撃」とかという番組をごらんになった方がいらっしゃるかと思うので  
すけれども、企業経営者の間では非常に話題になった番組です。私たちが環境教育を長い  
ことやっていながら、無力感を感じる事が非常にあって、先程も申し上げたとおり良い自  
然体験をすれば行動が変わって、世の中が変わっていくだろうというストーリーを描いて  
いるのですけれども、なかなかそんなに簡単にはいかない。体験した人がいつか経営者  
になって、企業経営も変わっていくだろうと思っているけれども、それに必要な時間を考  
えてもそんな簡単なことでもない。

きょうは石坂産業さんが来ていらっしゃるから、本当は石坂さんにお時間があつたら教  
えていただきたいのですけれども、石坂さんご自身が、いつ、どうして、そのように意識  
が変わったのかが私は非常に大事なことだと思うのです。そのことを聞きたいのです。企  
業経営者が、日本の場合というか、世界でもそうですけれども、今とても大きな力をもつ

ていると僕は思っておりますので、本当は企業経営者に対する環境教育を何らかの形でしたいのです。

いろいろいいたいことはあるのですが、きょう一番聞きたいのは、石坂さんご自身がどんな機会で、どうして、はっきりいって、普通の企業経営者だったら、あんなことをしないですね。それがすぐプラスになると、僕は石坂産業さんのやっていることは絶対に石坂産業さんのプラスになっていると思いますけれども、それは結果として、あそこまでできたからそのように思うので、あそこまでやろうと思ったことは、どこかにチャンスなりきっかけがあったのではないですか。ちょっと質問をしたいという感じでした。

小澤座長： 2つあるということによろしいですか。この会議の目的が1つと、2つ目に石坂委員にご質問と。

川嶋委員： はい。

小澤座長： では、前回お休みだったということもあるのですが、この会議の目的を、私の解釈でいいですか。環境教育促進法の施行状況の検討のため、基本方針と制度的枠組みを議論しております。それで先ほど来、どれだけ人数がふえてきたとか、企業さんの加入がふえてきたかとか、そういうお話をしてもらっているのです。

もう1つ、環境教育をやったの効果というのでしょうか、それについて石坂委員のストーリーからお話ししていただければと思います。

石坂委員： ありがとうございます。この本の中に、取り組みに至った理由が書いてありますと先ほどちょっとご紹介させていただいたのですが、産業廃棄物の処理をしていて、私たちの事業は、いわゆる迷惑施設というカテゴリーの中に入ります。要は地域にないほうが良いといわれて事業を続けてきているわけなのですが、廃棄物は一体どこから出てくるかという根本的な問題です。全国の中から、経済活動に伴って出されている廃棄物の処理をしている行為が、やはり地域環境にとっては迷惑だといわれてしまう事業は、どういう社会的な意義と役割を理解してもらえるのだろうかというところからスタートしたのが目的だったのです。

たまたま私どもの会社の周辺に、荒廃していた里山という風景があった。そこのごみ拾いを始めたのですが、15年間続けているのですが、不法投棄がなくなるのです。不法投棄を片づけるボランティア活動を続けてきて、スカイツリーの高さまでごみを集めてきているのです。でも、繰り返される。幾らいいことをボランティア的に活動していても、捨てる人がいたら繰り返しになるだけで、根本的改善にならないねというところから我々が始めたのが、森そのものを管理していくという活動だったのです。地権者さんからボランティア的にお借りして、農業用の森としては管理運営ができないので、生物多様性

の森づくりとして管理させてほしいというところで理解をいただいたのが今の形です。

ただ、森の手入れをしていく中で、不法投棄はなくなっていくのですけれども、不法投棄がなくなっても森に付加価値がつけられないのです。価値がつけられないと、たまたま社会的意義があると思って始めた我々のボランティアは持続できないということですから、やはり社会ニーズに合った、経済がきちっと回るような運営管理をしていくためにはどうしたらいいかというのが今我々の課題になっている。まさしく我々の誰にも使われなくなった里山を再度活用できる場というのが「体験の機会の場」と考えており、そこに人が集まり、付加価値がついてくるのではなからうかとスタートしたという流れです。

ただ、やはり経済活動が、今、私は2代目なのですが、3代目、4代目の社長さんたちが森の手入れを続けられるのか。会社の利益が出ない以上は継続できない取組では意味がないので、社会的価値がある評価が得られるような場にしていく必要があると思っています。それは都心にあるわけではなく、我々の隣にある里山の場にあると考えていまして、それをどう生かしていくかのヒントや、今後のアイデアが生まれてくるのがこの会議であるのかと私は認識しています。

質問の答えなのですが……。

川嶋委員： いえ、わかりました。

石坂委員： 続けて私から2点お話ししていいですか。

1つは、今お話しいただいた林野庁さんなのです。私どもの管理している里山には、隣接した国有地があるのですが、放置林になったままなのです。結局、林地に倒木したり、倒壊する恐れがある場合には手入れをしますよというお話をいただいているのですが、それだけではやはりもったいないと感じていまして、一度国有地をお借りできないかという話をしたときに、当然民間に貸すこともできないというお話があつて、一部の場所は、今、市町村を通して管理の契約を、国有地の林野庁さんか県かわからないのですが、そこと町で締結してもらって、町から管理委託を請け負って、一部森の手入れをさせていただいているのです。そういった場所がほかにもあるのです。もし環境教育促進法をより有効にしていくのであれば、国有地も一部、例えば体験の機会の認定事業者が教育のために使う場合には、手入れだったり、場を貸し出すということを、期間限定とか、条件つきとか、いろいろあると思いますけれども、そういったことを可能にすることも検討していただけないかという願いが1つ。

また、国交省さんから都市公園法のお話も出ましたが、やはり里山という、いわゆる誰も来ない場所は、市街化調整区域みたいなのところも比較的多いと思うのです。人が集まり出して、たくさん教育の場がつくられてくると、逆に、デイケア、子供たちを預かってくれないとか、幼稚園をつくってくれないかといったニーズもあるのです。実際のところ、町とかに相談へ行っても、体験の機会の場の認定を受けたことによる優遇制度は一切

ありませんし、他の法律との兼ね合いがうまく融合してなくて、要は都市計画の条件の中に体験の機会の場みたいな取組が評価されていないものですから、例えば余っている土地に子供たちが遊べるようなダイケアセンターをつくるということでも当然不可能という状態なのです。こういったことも、例えば環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を受けた事業者が設置したり活動するような場の緩和条件みたいなものだったり、もしくは検討材料として1つ入れてもいいということ为国交省さんの開発条件の1つ特例的なものに入れていただいたりすることは不可能なのでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思いました。

国土交通省・高橋課長補佐： 済みません、都市公園の担当なもので、余り詳しくないので、多分、持ち帰って担当課に聞かないと、私も制度は詳しくないのです。ちょっと聞いてみます。

林野庁・藤原推進官： 私も同じく管理担当ではなくて、制度的なことにはすぐにお答えできないところでございまして、担当課には聞いてまいります。申しわけございません。

小澤座長： 私、おもしろいと思ったのは、森林利用課というのがあるんですね。初めて目にした課だったものです。

林野庁・藤原推進官： 平成25年から、木材利用課と森林利用課と、川上と川下の利用を促進していくということのできた課でございます。

小澤座長： 初めて聞きました。それでは、石田委員にお願いいたします。

石田委員： 1回目のときに、米本さん、あるいは中井さんからSDGsのかかわりというお話があって、環境教育というのはSDGsそのものの土台になることですよというのは、すごく明快なお話があったと思うのです。私は企業の経営者もずっとしているわけですが、その立場からすると、SDGsはまさにストックホルダーオリエンテッドからステークホルダーオリエンテッドに大きく視点を変えることだと思うのです。

ステークホルダーオリエンテッドに変えていくときに、環境教育はどうあるべきなのだろうと考えると、1つは、ステークホルダーの立場で物を考えることからすると、きょう、場をつくることに関しては、各省も含めて相当議論があったなど。あるいは、石坂さんもその場をつくることを非常に強くおっしゃっていて、そこは大きな進歩だと思うのですが、もう一步深く進まないか。

例えば、環境省の森里川海では、その中で子供たちを山ガキに育てるとか、川ガキに育てるという言葉が出ているのですけれども、では、山がき、川がきが具備すべき条件は一

体何なのですかというところに、もうちょっと入れないのだろうか。例えば、どういう技をもっていたら山がきなのか、どういうリーダーシップをもったら川がきになれるのだろうか、そういうところまで踏み込んだ教育方向があると、すごくアプローチがしやすくなるような気もするのですけれども、そういうのはやはり相当難しいのですか。誰に向かってしゃべっていいのかわからないのですけれども（笑声）、でしょうかねと、あちこちに。

環境省・池田室長補佐： きょう、配付している参考資料1の中に、環境教育等促進法の基本方針を配付させていただいております。その中で、環境教育として育む目的、例えばどういう能力を育むのか、人間像がどうであるのかというのが具体的に示されております。資料22ページになります。

現行の基本方針においては、環境教育が育むべき能力ということで、「未来を創る力」、「環境保全のための力」を育むことが環境教育の目的であるとされています。また、目指す人間像についても具体的に触れられておりますので、こういうところで示していくことは1つあるのかとは思いますが。例えば、こういう人材を育てるべきではないかとか、そういう意見があったら頂戴したいと思います。

石田委員： これは文科省も共通した認識に立てるという理解していいのですか。

環境省・池田室長補佐： こちらは閣議決定文書となりますので、省庁共通の見解となります。他方で、文部科学省の学習指導要領との関連等も踏まえながら考えていくと必要がございますので、その点をご承知おきいただけたらと思います。

石田委員： これがもっと具体的に落ちていって、例えば小学生とか、中学生、高校生とか、そういう形でもし展開できるなら、すごく明快な方向がはっきりするということですね。

文部科学省・米本参事官補佐： すみません、私も感想というか、個人的なあれも入るかもしれないのですけれども、今おっしゃったような、もう少しマニアックといたらいいのでしょうか、スペシャリストといたらいいのですか、森というのはそれぞれの団体とか地域がそういうことは必要だと思ってやっていかれるオプション的な位置づけになるのではないかと。基本的なところは今説明があったところでやってくださいねということは国としては示しているとなりますので、それ以上、こういう力をつけてやりたいということは、やってはいけないとは書いてありませんので、団体とか取り組みは出てきてもいいことなのではないかと思えます。

私はそれよりも、そういったことを受けたいと思う子供たちをふやすための出口というのでしょうか、そういう資格とか能力を身につけたことで、先ほど来、NPOのご発表の中にもありましたが、そういったことが生きていく上での能力でもあるし、食べていく上

での能力になっていくところまで、出口までもっていかないと、やれば最初は飛びつくだろうけれども、結局何年もやっていると、どんどん疲弊していつてしまうみたいな循環になっているのではないかと個人的には思いました。

以上です。

石田委員： 一言だけ言うと、先生たちがそういう非常に大きな、非常に抽象的なディレクションだけで具体的に落としていける能力があるのかということも現場に行って少し不安があって、指導要領は事細かくふわっと書いてあるのに、環境に関しては自然と戯れるみたいな、非常に抽象的な表現になっていて、そのあたりに不安が残るので、そのところを少しご検討いただけたらという1つの意見としてお聞きください。ありがとうございました。

小澤座長： 宮林委員、お願いいたします。

宮林委員： きょうの議論の中で、大きな1つは、経済循環というか、そういうのをどうしていったらいいかというお話があったと思うのです。林野庁から出ている世田谷区と川場村の連携は36年続いております。なぜかという、小学校5年生が全部入るからで、小学校5年生だけで、今大体1学年8,000人おりますので、8,000人が2泊3日で毎年入っていくわけです。これは仕組みられたわけですがけれども、実はそこでもおもしろいことは、リピーターがリピーターを呼んで、今、村に190万人のお客さんが入り始めて、リピーターが75%なのです。そうすると、道の駅に落ちる金は25億近くになります。その中から教育の展開は出てくるのです。

ですから、何をいいたいかというと、農産物だとか林産物は都市にうまく還元するようなことであって、それを上流に返してあげる。例えば、今、川場で始めたのは、木材でつくった小さな電力発電によりまして、それを48キロワット、小さいのですけれども、40軒の方が世田谷で買ってくれるわけです。その買ってくれたお金が川場に戻りますので、それが環境教育だとか、森林づくりだとか、環境づくりに使われていくという循環ができてきて、これもやはり農産物があって、そこに林業があって、漁業があって、農業があるからそういうことが生まれるということで、そういう連携と仕組みをつくれなにかという感じを思っ、今発言しました。

やはり子供たちをなぜそんなところに入れたか。当時、環境教育などなかったのです。とにかく体験をやらなければいかん。くぎを打つこともできないぞ、のこを引くこともできないぞ、これは震災が来たらどうするのだ、自分で生きる力がないではないか。では、みんなでそれはつくる。では、どこへ行ったらいいか。田舎といたら悪いけれども、要するに農山村に行って体験させれば、その辺、道具は使うし、いろいろなことで、百姓といたら百のかばねですので、そこに全部預ければいいだろうということで、教育委員会が理解してくれて、全部入れてくれたわけです。

そうすると、それにかかわったお金が全部流れていきます。2万4,000人が泊まるわけですから、相当の食べ物も出てくる。これは農業がどんどん発展することになる。そうすると、それに対して、今度は先ほどありましたように地元の方が、くぎの打ち方はこうだよ、のこはこうやって引くのだよ、外国のは押すけれども、日本のは引くのだよということをおちゃんと教えてやっていきますので、子供たちはやはり目からうろこで、いろいろなことを理解して、では、自分はこういった状態と。

今我々が一番感じるのは、お手伝いということが、行ってみんな知るので。要するに、農業をやっていた、稲刈りをやっても、田植えをしても、子供たちの役割が明確に出てくるのです。ただ植えるのではなくて、稲を運べとか、散らかっているのを片づけなさいとか、そういうのが役割でちゃんと決まることが存在を位置づけることになって、次は自分は何をしようかということにつながってくるのです。

そんなことがありますので、仕組みをつくって、経済循環もその辺を考えていくと、何かいい方法があるのではないかというのが、こういう交流は全部できるわけではありませんで、その辺を少し考えなければいけませんけれども、8,000人が入るとすれば、今、小さい木材ブランドをつくったのですが、この木材コンビナートで、机の天板がありますよね。あれを送って、6年たったらそこに賞状を張って持って帰ってもらう。そうすると、6年と中学3年とやると、1年で1万6,000枚出ていくわけで、それを1万円で売ってもらえば相当な金になって、それを環境教育に使う、あるいは森林整備に使うという循環も上流域ないしは農山村のもっている交流する相手の資源をうまく活用することによって可能ではないか、そういう時代が来ているのではないかと思います。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。前回お話を伺った「ソトコト」の関係人口をふやして、それが経済循環に1つのつながりも生むというものの物流もということですね。では、総括官。

環境省・中井統括官： 今、宮林先生のお話があったところの補足的な状況説明です。地域循環共生圏という概念で、今、第5次環境基本計画の見直しというか策定をしまして、これは中央環境審議会でも、まさしく今、先生がおっしゃったような地域、しかも都市と農山村の交流というのは流域なども入れたいということで、コアコンセプトで今語っているところでありまして、そこは非常に大事で、中でも、結局そういうものが具現化する、基本計画ではパートナーシップという言い方をしていますけれども、環境基本計画の環境教育は非常に大事で、要するに人づくりをどうするのだということもかなりターゲットに当たった議論になっていますというのが1点。

きょう、林野庁さんからご紹介があったけれども、森林環境税の話が実は絡んでいて、この場には市町村の首長さんたちはいないのですが、要するに市町村が間伐をするという

事業本体をやっていたと同時に、税のほうは都市部の木がないところの首長さんにも、要するに木材利用とか、そういう普及啓発に使うという趣旨での財源という形に今回なるので、そういう意味で、川場と世田谷の連携ではないですが、都市側で木がないところが森林を大事だとわかるプログラムを首長さんたちが展開し得る財源になるのです。そういう駆動力のある部分が実は今回、全国民がある種負担する形で位置づけられたというところで、非常に大事な話になっているところを少し補足させていただきます。

小澤座長： ありがとうございます。それでは、次、井田委員、お願いいたします。

井田委員： シャベるタイミングを逸してしまって、もう終わりそうなのですけれども、2点だけ感想めいたことをいわせていただきます。

まず、1点目なのですけれども、環境教育というのがここでは主になって、今お話しただいていろいろわかりましたが、環境教育の捉え方がやはりそれぞれ違ってきている。だんだん解釈も広がってきて、環境を自然だけではなくて、人文社会まで広げようという考え方があったり、一方ではE S DだとかSDG sが出てきて、結局、環境教育は何なのだということまで来てしまっているところもあると思うのです。

そういう意味では、促進法をまた考えていただくときに、環境教育のある意味定義づけが必要かと。全然考えないでやっている人もいますけれども、僕たちの学校教育中心ですと、学校教育では環境教育とE S Dはどう違うのかがわからない人のほうが多くて、結局、E S Dを使うと環境教育という言葉はなくなってしまおうし、今度はSDG sが出てくるとE S Dがなくなってくるという意味では、環境教育という言葉を大事にするとすれば、やはりそれなりの位置づけが必要かと1つ感じました。

もう一点、先ほどからNPOと企業さんと、それから国と学校というつながりがありました。学校の先生が例えば体験学習をNPOに任せてしまったときに、学校の先生とNPOがどうやって役割分担をしていくかという議論ができるところが非常に少ないというご指摘が先ほどもありました。実際そうなようで、僕などが聞くところによると、学校の先生が例えば博物館なら博物館、NPOならNPOに全部預けてしまう。学校の先生は何もやらない。そうすると、後で学校の先生は、いや、そういう教育目的ではなかったのだ、こういうことではなかったのだということで、結局、学校教育の目標とNPOが考えている目標、あるいは博物館が考えている目標がずれています。

そういう意味では、やはりコンソーシアムみたいに協力する場を置かなければいけない。それを置くのは、学校がやるのか、NPOがやるのか、企業がやるのか、国がやるのか、市町村がやるのかとなりますけれども、そういうところの関係性をつくるのが重要かと。

そういう意味では、ここでは国レベルで環境省や林野庁、国土交通省を含めて、こういうことをやっているのは非常に意義が大きいという感じがします。これがまた下というか市町村レベル、あるいはもっと下のレベルまで行っていく、どのようにそれを普及させて

いくのかが今後検討しなければいけないことではないかと考えました。

以上です。

小澤座長： ありがとうございます。環境省の中央環境審議会で議論をやっていた個人のあれが出てきました。先ほど都道府県にも数値が上がっていたと思いますけれども、だんだんとおりにいく仕組みにはなっているのですが、つくったからといって……

環境省・中井統括官： パートナーシップは具体的な地域地域の話になってくる部分があって、それは今、中央環境審議会でも議論しています。それを先行して、プロジェクトとして、国も絡んでみんなでやりましょうとお声がけしているのが森里川海なのです。地域地域で、行政や専門家や企業の方やいろいろな形で地域の資源を掘り起こして、それを保全しながら、ちゃんと恵みをつなげていくというコンセプトで、その中で、大きな柱でやはり人づくりは出てきていまして、この中には、14ページで森里川海を支える人を育てましょうというところで、今大きな柱になっている状況です。

小澤座長： よろしいでしょうか。それでは、畠山先生。

畠山委員： 文科省さんに1つ提案なのですが、ESD、学校の先生方の担当になった方は大変にしかみえないので、恐らく過去に議論されたことがあるかと思うのですけれども、専門職員を学校に置くのが多分確実なのではないかと思いました。それで、もちろん学校の先生は異動されるので、地域での引き継ぎができる組織を地域につくるのが1つ重要かと思いました。

あと、林野庁さんなのですが、森林税の使われ方、森林整備及びその普及啓発と書いてありますが、森林の定義をもうちょっと大きく捉えられないか。森だけという、単発は自然の中ではあり得ないので、まさに森里川海、つながっているものが自然なので、森だけ、海だけと切ってしまうのは、これからの時代にはそぐわないのかと1つ思いました。なので、ある程度考え方の幅を広げるといって、解釈を広げてもいいのかなというのが1つご提案です。

もう1つ、林野庁さんがおもちの土地は、山だけではなくて海辺にもあるのですよね。課が違うので、恐らく別の方が担当になるかと思うのですけれども、海辺の森というのも林野庁さんはかなり管理されていると思うので、場づくりという意味では、山だけではなくて海辺の森の使い方も可能性はあるのではないかと。恐らく治山だとか、目的が違っていると、そこでとまってしまうのかもしれませんが、海辺の森というのは多様性が結構高いところだと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

同じようなことが国交省さんにも、海辺に土地をもっていられる省庁さんはいらっしゃいますので、また別の管理だとは思いますが、使用できる場としての海辺の

土地というのですか、同じようにご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

小澤座長： ありがとうございます。若林委員。

若林氏： 済みません、委員ではないのですけれども、1つだけ。今いろいろお話を聞いていて、いいお話がたくさんあったのですけれども、私は特に地方ばかり行っているのだけれど、環境教育の場自体、田舎とか農林水産のほうが今危機的な状況にあって、少子高齢化でこれからどんどん消滅してしまうような地域がすごいふえてくる。私が今手をかけているところも、10年後、20年後は残らない可能性もあるような地域が、川場村さんのようにうまくいけばいいのですけれども、そうではない地域が日本中にたくさんある。

私たちは環境教育の中で、例えばミカンがとれないところを一本もぎしてもらって体験をやったり、そういうので少しずつやったりはしていますけれども、環境教育自体が場として、都市圏は残るかもしれませんが、田舎がすごい危機的な状況なのだというのを1つだけお話ししたいと思います。よろしく申し上げます。

小澤座長： 若林様、ありがとうございました。委員とってしまいましたけれども、きょうは両方発言をいただいて、ありがとうございます。そのほか。飯田委員、お願いします。

飯田委員： ありがとうございます。私、先ほどNPOの立場でお話しさせていただいたのですが、この会議に呼んでいただいているのも、NPOと同時に、一若者というかユースとして呼んでいただいているのかと思うので、ユースの視点で発言させていただければと思います。

先ほどの省庁さんからのお話の中で、ユースの取り組みでいうと、環境省さんの資料3-1の4ページの全国ユース環境活動発表大会になるかと思います。私も、ことしは行けなかったのですけれども、以前、参加させていただいたことがあります。私自身、環境活動を始めたのが高校生のときで、当時、学区内にある環境プロジェクトというプロジェクトに所属して、学区内の環境美化であったり、一番大きかったのは文化祭を環境に配慮した形にしようということで、当時は愛・地球博を視察しに行って、愛・地球博の要素をできれば文化祭にもっていきたいよねということをしたのが活動のきっかけでした。

当時の思いとして、愛・地球博の中でエコ容器というのがあって、その容器を学内にも取り入れたいということでいろいろ運動していたのですが、企業さんに行ったときに、やはり高校単位ぐらいの数だと、最小のロット数とかがあって買えないよねという話があったり、買ったとしてもすごく高くなってしまいうという中で、では、1つの高校だと無理だからネットワークを組もうということで、当時高校生だったときに、高校生環境連盟という高校生の環境活動のネットワークをつくらせていただきました。今も後輩が続けていて、10年以上自主的な取り組みが続いているかと思うのですが、そのときは、高校生環境連盟

というすごい大それた名前をつけたなど今では思うのですが、志としては、周りだけではなくて、全国の高校生がつながっていきたいという思いでつけました。

ただ、やはりこの全国ユース環境活動発表大会の参加者の声の中でも、海を越えてきて、こんなにいい体験ができるとは思わなかったというのもあるのですが、やはり高校生にとって活動圏内というか、金銭的にもそうですし、視野の面でも、当時も高校生環境連盟も関東の首都圏の高校で集まっていた状況がありました。そういう点において、今の高校生はすごくうらやましいと思っているのですが、ユース活動発表大会があって、全国規模の高校生たちが刺激し合う、集まる場があるというのは、すごくうらやましいし、いい環境なのではないのかなと思っていますところですよ。

今は全国の各都道府県とかですごく頑張って活動しているような若者、ユースを大会に呼んで、いろいろ刺激し合うという大会だと思うのですが、今後としては、恐らく地元に戻ると、やりたいけれども、どうやったらいいかわからないという潜在的な高校生とか大学生も含めたユースはたくさんいると思うので、こういう事例を地元を持って帰って、より広めてもらうとか、ポータルサイトみたいなものをつくって、ここに参加できない子たちも交流できるような場をつくるよといった、より広げていく活動があると、いわゆる金銭的とか視野の面とかで足りない部分があるユース世代にも、より活動が広がっていくのかと思ったところですよ。ありがとうございます。

小澤座長： ありがとうございます。そのほか。棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員： ありがとうございます。きょうの感想のようなことを申し上げますが、私、実は教員になったその年からずっと環境教育をかれこれ40年近くやってきました。その途中で、全国の小中学校の環境教育研究会の会長も何年かやったりしてきました。

その中で、環境だけ一生懸命やってもなかなか解決しない、変わっていかない。さつき川嶋委員がおっしゃっていましたが、きっといつかこの子たちが大人になったときに気づいてくれて、社会人として環境に配慮した判断をしてくれるのではないかという期待をもってずっとやってきたのですが、なかなかそうはいかない。それは実社会の中で、それ以外のファクターがいっぱいあるのだということです。

それはESDですとかSDGsという形で今表に出てきているわけですが、そういったものをうまく取り込んで環境教育をやっていくことをしていかないと、なかなかうまく実社会にフィットしないのではないかということです。学校教育でやる環境教育と、一般の方が環境について学ぶのと違いを感じています。学校教育でやると、子供たちは発達段階も幼い部分もありますし、知識も少ないです。体験も当然少ない。それ以上に学ばなければいけないことがたくさんあるわけです。そういったものも取り混ぜながら、うまく環境教育を進めていく必要性を強く感じています。

また、ご存じだと思いますけれども、教員はとても忙しいです。働き方改革という話が

出ていますけれども、ほとんどの学校で毎日 12 時間勤務のような現実がある中で、さらに環境教育を行うという意識をもつことには抵抗があります。今やっている指導の中に環境教育をうまくすき込んであげる。それから、私は、決してコンピテシー論者ではありませんが、これからの時代が求める学力の育成、そこにうまくフィットしてできるような形で進めていくことが、多忙な教員も一緒にやっていけるようになっていく方法ではないかと思います。持続可能な社会をつくるための教育としての ESD の重要性は、教育現場のニーズに答えるものでもあるのです。

今学校は、新しい学習指導要領に向けて取り組み始めています。けれども関心は高い英語教育や、小学校でいえばプログラミング教育といったものになってきています。比べて、環境教育が脇に追いやられてしまっている状況は確かにあるのです。それを何とかひっくり返していくためにも、ESD の柱に環境教育を据えて、心も頭も育てましようという方向にうまく切りかえていきたいときょうも思いました。感想です。

小澤座長： ありがとうございます。それで、川崎市の委員の方にご発言を願うと、大体皆さんご発言いただいたかと思うのですが、恐れ入ります、よろしく願いいたします。

菅谷委員： 本当にきょうはいろいろな人の意見を聞かせていただいて、すごく勉強になったのですけれども、私から、環境省さんの資料の中の今、ESD 活動支援センターを中核とした推進ネットワークを構築していくというところで、いろいろな地方の ESD 活動支援センターさん、地方のほうは今年度できている。

今後、具体的に、先ほどから皆さんがいらっしゃるのとおり、環境教育というよりも、SDGs を中心とした大きな流れをどのようにいろいろな方に理解してもらって、それをつなげていって、環境にもよくしていくのかということだと思っています。そういうところを、今後、地方 ESD 活動支援センターさんとかが引っ張っていくようなイメージなのかななどと、地方自治体としては、そういうところとうまく連携をして、いろいろな情報をいただきながら、私でいうと、川崎市の環境教育についての考え方を少し整理していくのだらうと思っているのです。ここら辺の具体的な話を少しお聞かせ願えないかと思ったところなのです。

環境省・永見室長： 環境教育推進室長・永見でございます。ESD センター、実際、地方センターが全国 8 ヶ所に今年度 7 月ごろ開所したという段階で、まだ動き始めというところで、それほど実績があるわけではないところでございます。全国 8 ヶ所に設けた意義でもあるのですが、それぞれ裁量をもたせてやっているのです、それぞればらばらといえればばらばらですし、地域に合った形での活動を広げているところでございます。先生のために先生向けの SDGs であったり、カリキュラムのデザインの研修をしたりというところもございます。一番一般的なのは、関連する人をとにかくいろいろな主体、NGO の人、先生であ

るとか、そういった方々に集まっていただいて勉強会をしたり、交流をしたりというのは全国センターでもやっております。11月には東京で開催しております、前回でいいますとESDということで、環境教育以外にも広げていかなければいけないということで、文科省、環境省は当然として、国際理解教育を中心に外務省、消費者教育、エシカル教育を中心に消費者庁にもご出席いただいて、ご紹介いただいたりもしております。これは全国センターです。あと、九州でいうと、先ほどご紹介の文科省さんの資料にもありました大牟田市の教育委員会と協力して、先生方との意見交換会だとか研修会を開催したり、そのような事例もございます。

器はつくりましたけれども、環境省からこういうことだというのを、もちろん提案はいたしますけれども、いろいろな方々にかかわっていただいて、その方々と一緒につくっていきたいと思っておりますので、ぜひご意見がありましたら頂戴したいと思っております。以上です。

小澤： よろしいでしょうか。時間が近づいてまいりましたので、これでご意見をいただくのは終わりにしたいと思いますけれども、もし何かありましたら事務局に届けていただいても結構だと思います。何か事務局で補足がありましたらお願いいたします。

環境省・池田室長補佐： 本日はご議論ありがとうございました。事務局から次回の日程について補足させていただきたいと思えます。

次回は2月19日の月曜日、16時半から18時半となります。議題につきましては、第1回、第2回のご発言を受けたとりまとめということで、その検討をしていくことを考えております。また、今回の議事録につきましても、後ほどご確認のメールをさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。場所は、きょう、ここと同じ場所になりますので、よろしく申し上げます。

小澤： では、皆様のご協力に感謝して役割を終えたいと。ありがとうございました。

——了——